

那 霸 市 公 報

号外第 6 8 4 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

条 例

- 那覇市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例（経営企画室）…………… 928
- 地方独立行政法人那覇市立病院の設立に伴う関係条例の整備に関する条例
（人事課）…………… 932
- 地方独立行政法人那覇市立病院への職員の引継ぎに関する条例（人事課）
…………… 935
- 地方独立行政法人那覇市立病院に係る重要な財産を定める条例（管財課）
…………… 936
- 那覇市土地開発公社経営健全化基金条例（経営企画室）…………… 938
- 那覇市環境保全・創造基金条例（環境政策課）…………… 940
- 那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例（こども政策課）…… 942
- 那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改
正する条例（上下水道局総務課）…………… 944
- 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
（人事課）…………… 946
- 那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…… 953
- 那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する
条例（環境政策課）…………… 964
- 那覇市営住宅条例の一部を改正する条例（市営住宅室）…………… 968
- 那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正す
る条例（市立病院管理課）…………… 973
- 那覇市環境基本条例の一部を改正する条例（環境政策課）…………… 975
- 那覇新都心多目的広場条例を廃止する条例（市民スポーツ課）…………… 976

- 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例（市民スポーツ課）…………… 977

規 則

- 那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及
び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第 4 項及び第 7 項から第 9
項までの規定による給料等に関する規則（人事課）…………… 980
- 那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則
（こども政策課）…………… 986
- 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正
する規則（人事課）…………… 988
- 那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）…… 999
- 那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 1006
- 那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する
規則（人事課）…………… 1018
- 那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…… 1022
- 那覇市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）… 1025
- 那覇市環境審議会規則の一部を改正する規則（環境政策課）…………… 1040
- 那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規
則（人事課）…………… 1042
- 那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する
規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 1050
- 那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正す
る規則（人事課）…………… 1052

訓 令

- 特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓
令（経営企画室）…………… 1054

条 例

那覇市条例第36号

平成19年12月28日

那覇市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例

那覇市病院事業の設置等に関する条例(昭和52年那覇市条例第6号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方独立行政法人那覇市立病院の成立の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日の属する事業年度に係るこの条例による廃止前の那覇市病院事業の設置等に関する条例第8条第1項の規定による業務の状況を説明する書類の作成については、なお従前の例による。
(那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の廃止)
- 3 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成14年那覇市条例第65号)
 - (2) 那覇市立病院使用料及び手数料条例(平成14年那覇市条例第66号)
(那覇市立病院使用料及び手数料条例の廃止に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の日前の那覇市立病院における診療等に係る使用料及び診断書等の交付に係る手数料については、なお従前の例による。
(那覇市職員等のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)
- 5 那覇市職員等のサービスの宣誓に関する条例(昭和47年那覇市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条(同法第9条第12項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の2第11項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、本市の公平委員会の委員、上下水道事業管理者、 <u>病院事業管理者</u> 及び職員(以下「職員等」という。)のサービスの宣誓について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条(同法第9条第12項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の2第11項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、本市の公平委員会の委員、上下水道事業管理者及び職員(以下「職員等」という。)のサービスの宣誓について必要な事項を定めるものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

(那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

- 6 那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条の規定に基づき、市長、副市長、上下水道事業管理者、 <u>病</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条の規定に基づき、市長、副市長、上下水道事業管理者及び

院事業管理者及び常勤の監査委員(以下「特別職職員」という。)の給与の支給について必要な事項を定めるものとする。 (給与) 第2条 [略] 2 <u>医師である病院事業管理者の給与は、前項の給与のほか地域手当及び特殊勤務手当としての医師手当とする。</u> (給料) 第3条 特別職職員の給料月額、次のとおりとする。 (1)～(3) (4) <u>病院事業管理者 83万9,000円</u> (5) [略] (地域手当等) 第4条 <u>第2条第2項の手当の額は、次の各号に定める額とする。</u> (1) <u>地域手当 給料月額に100分の15を乗じて得た額</u> (2) <u>医師手当 給料月額の100分の50以内で市長が定める額</u> (期末手当) 第5条 [略] 2～3 [略] 4 <u>病院事業管理者が医師である場合の前項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額に地域手当の月額を加えた額」とする。</u> 第6条 [略]	常勤の監査委員(以下「特別職職員」という。)の給与の支給について必要な事項を定めるものとする。 (給与) 第2条 [略] (給料) 第3条 [略] (1)～(3) (4) [略] (期末手当) 第4条 [略] 2～3 [略] 第5条 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 (那覇市特別職職員退職手当支給条例の一部改正) 7 那覇市特別職職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第70号)の一部を次のように改正する。	

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員(以下「市長等」という。)の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。 (退職手当の額) 第3条 退職手当の額は、退職時の給料月額にその在職期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) [略] (4) <u>病院事業管理者 100分の25</u> (5) [略]	(趣旨) 第1条 この条例は、市長、副市長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員(以下「市長等」という。)の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。 (退職手当の額) 第3条 [略] (1)～(3) [略] (4) [略]
備考 付則第6項の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市職員定数条例の一部改正)

8 那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(8) [略] (9) <u>市立病院職員 465人</u> (10) <u>計 3,113人</u>	(職員の定数) 第2条 [略] (1)～(8) [略] (9) <u>計 2,648人</u>
備考 付則第6項の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市職員の定年等に関する条例の一部改正)

9 那覇市職員の定年等に関する条例(昭和59年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定年) 第3条 職員の定年は、年齢60年とする。 <u>ただし、医療業務に従事する医師の定年は、年齢65年とする。</u>	(定年) 第3条 職員の定年は、年齢60年とする。
備考 付則第5項の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

那覇市条例第37号

平成19年12月28日

地方独立行政法人那覇市立病院の設立に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

地方独立行政法人那覇市立病院の設立に伴う関係条例の整備に関する条例

(那覇市政功労者表彰条例の一部改正)

第1条 那覇市政功労者表彰条例(1961年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 市長は、次の各号に定める者の中から市政に功労のあつたものを市政功労者(以下「功労者」という。)として表彰する。ただし、第2号から第5号までに規定する者については、年齢が毎年市制施行記念日(5月20日)において、満60年に達している者でなければならない。 (1) [略] (2) 満12年以上副市長、助役、収入役、上下水道事業管理者<u>又は教育長の職にあつた者</u> (3)～(7) [略] 2 [略]	第2条 [略] (1) [略] (2) 満12年以上副市長、助役、収入役、上下水道事業管理者、<u>病院事業管理者、教育長又は市が設立した地方独立行政法人の理事長の職にあつた者</u> (3)～(7) [略] 2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(勤続期間の計算) 第10条 [略] 2～4 [略] 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)、職員以外の地方公務員又は国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)その他市	(勤続期間の計算) 第10条 [略] 2～4 [略] 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)、職員以外の地方公務員、<u>市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人を</u>

長が定める法人の職員(以下「国家公務員等」という。)(国立大学法人その他市長が定める法人の職員にあつては、当該法人の要請に応じた者に限る。)が引き続いて職員となったときにおけるその者の国家公務員等としての引き続いた在職期間(国家公務員等としての在職期間とみなされる期間を含む。)を含むものとする。この場合において、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算する。ただし、その者が国、他の地方公共団体、国立大学法人その他市長が定める法人(以下「国等」という。)から退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した国等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職日給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間に含まないものとする。

6～8 [略]

いう。以下同じ。)(又は国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。))その他市長が定める法人の職員(以下「国家公務員等」という。)(国立大学法人その他市長が定める法人の職員にあつては、当該法人の要請に応じた者に限る。)が引き続いて職員となったときにおけるその者の国家公務員等としての引き続いた在職期間(国家公務員等としての在職期間とみなされる期間を含む。)を含むものとする。この場合において、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算する。ただし、その者が国、他の地方公共団体、市が設立した地方独立行政法人、国立大学法人その他市長が定める法人(以下「国等」という。)から退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した国等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職日給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間に含まないものとする。

6～8 [略]

備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

(那覇市職員公務災害見舞金支給条例の一部改正)

第3条 那覇市職員公務災害見舞金支給条例(平成3年那覇市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 法第2条第1項に規定する職員 (2)～(5) [略]	第2条 [略] (1) 法第2条第1項第1号に規定する職員 (2)～(5) [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第4条 那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年那覇市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（職員の派遣） 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。 (1)～(3) [略] 2～3 [略]	（職員の派遣） 第2条 [略] (1)～(3) [略] (4) <u>地方独立行政法人那覇市立病院</u> 2～3 [略]
備考 第2条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例は、地方独立行政法人那覇市立病院の成立の日から施行する。

那覇市条例第38号

平成19年12月28日

地方独立行政法人那覇市立病院への職員の引継ぎに関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

地方独立行政法人那覇市立病院への職員の引継ぎに関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)

第59条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人那覇市立病院への職員の引継ぎに関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の引継ぎ)

第2条 法第59条第2項に規定する条例で定める市の内部組織は、那覇市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例(平成19年那覇市条例第36号)による廃止前の那覇市病院事業の設置等に関する条例(昭和52年那覇市条例第6号)第4条の市立病院(事務局を除く。)とする。

付 則

この条例は、地方独立行政法人那覇市立病院の成立の日から施行する。

那覇市条例第39号

平成19年12月28日

地方独立行政法人那覇市立病院に係る重要な財産を定める条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

地方独立行政法人那覇市立病院に係る重要な財産を定める条例

地方独立行政法人那覇市立病院に係る地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡又は担保としての提供にあつては、その適正な見積価格)が3,000万円以上の、不動産(信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに限る。)、動産又は不動産の信託の受益権とする。

付 則

この条例は、地方独立行政法人那覇市立病院の成立の日から施行する。

那覇市条例第40号

平成19年12月28日

那覇市土地開発公社経営健全化基金条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市土地開発公社経営健全化基金条例

(設置)

第1条 那覇市土地開発公社(以下「公社」という。)の所有する土地を取得し、公社の経営の健全化を推進するため、那覇市土地開発公社経営健全化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、毎会計年度の予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 公社の所有する土地を取得するための経費の財源に充てるとき。
- (2) 公社の所有する土地の取得に係る市債の償還の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第41号

平成19年12月28日

那覇市環境保全・創造基金条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市環境保全・創造基金条例

（設置）

第1条 市民による環境に配慮した取組へ還元することを目的とした環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、那覇市環境保全・創造基金(以下「基金」という。)を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる金額は、毎会計年度の予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第42号

平成19年12月28日

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

那覇市保育所設置及び管理条例(1964年那覇市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び当該改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

名称	位置
[略]	
那覇市鏡原保育所	[略]
那覇市大名保育所	那覇市首里大名町3丁目82番地の1
那覇市若狭浦保育所	[略]

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

名称	位置
[略]	
那覇市鏡原保育所	[略]
那覇市若狭浦保育所	[略]

那覇市条例第43号

平成19年12月28日

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を
改正する条例

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(1967年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与の減額) 第18条 [略] 2 職員が部分休業(当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	(給与の減額) 第18条 [略] 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第44号

平成19年12月28日

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき<u>同法第3条に規定する一般職に属する職員(以下「職員」という。)</u>の勤務時間、休日及び休暇について必要な事項を定めるものとする。 (1週間の勤務時間) 第2条 [略]	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき<u>職員</u>の勤務時間、休日及び休暇について必要な事項を定めるものとする。 (1週間の勤務時間) 第2条 [略] <u>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)</u>第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)<u>の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)</u>の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)<u>に従い、任命権者が定める。</u> <u>3 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前2項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間とする勤務時間を別に定めることができる。</u> (週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)<u>とする。ただし、任命権者は、育</u>
2 任命権者は、<u>職務の性質により特別の勤務に従事する職員の勤務時間について、前項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間とする勤務時間を別に定めることができる。</u> (週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)<u>とする。</u>	

2 職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間において、市長が規則の定めるところにより、1日につき8時間を割り振るものとする。

3 任命権者は、職務の性質により特別の勤務に従事する職員については、前項の規定にかかわらず、規則で定める期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日設ける場合に限り、規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

(週休日の振替等)

第4条 任命権者は、職員に前条の規定に

児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第3条の2 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(週休日の振替等)

第4条 任命権者は、職員に第3条第1項又

より週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、同条の規定により勤務時間が割り振られた日 (以下この条において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間 (前条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

第6条 削除

(休日)

第7条 職員の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日(第3条第3項の規定に基づき、毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、当該休日が週休日(日曜

は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日 (以下この条において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第6条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、第2条から第4条までに規定する勤務時間 (以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において勤務をすることを命ずることができる。

(休日)

第7条 [略]

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日(第3条の2の規定に基づき、毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、当該休日が週休日(日曜日

日に相当する日に限る。)に当たるときは、任命権者が定める日)

(2)～(3) [略]

- 2 前項の休日には、特に勤務を命じられない限り、勤務することを要しない。

(休日の代休日)

第8条 任命権者は、職員に休日である第3条又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務を命ぜられない限り、勤務することを要しない。

(年次有給休暇)

第9条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日

(2)～(3) [略]

2～3 [略]

(病気休暇等)

に相当する日に限る。)に当たるときは、任命権者が定める日)

(2)～(3) [略]

- 2 前項の休日には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休日の代休日)

第8条 任命権者は、職員に休日である第3条、第3条の2又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(年次有給休暇)

第9条 [略]

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日 (育児短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)～(3) [略]

2～3 [略]

(病気休暇及び特別休暇)

第10条 職員は、<u>病気その他特別の理由があるときは、規則の定めるところにより、有給の休暇を受けることができる。</u> (<u>病気休暇等の承認</u>) 第12条 前2条に規定する休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。 (<u>臨時職員の休日等</u>) 第14条 <u>地方公務員法第22条第5項の規定により</u>任用された職員の勤務時間、休日及び休暇については、任命権者が別に定める。	第10条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。 2 <u>特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、保育その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。この場合において、規則で定める特別休暇については、規則でその期間を定める。</u> (<u>病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認</u>) 第12条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)及び介護休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。 (<u>臨時的任用職員の休日等</u>) 第14条 <u>臨時的に</u>任用された職員の勤務時間、休日及び休暇については、任命権者が別に定める。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給料) 第7条 給料は、<u>正規の勤務時間(勤務時間条例第2条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。)</u>による勤務に対する報酬であって管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休	(給料) 第7条 給料は、<u>勤務時間条例第6条に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)</u>による勤務に対する報酬であって管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、

日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当及び退職手当を除いた全額とする。

(給料の支給方法)

第12条 [略]

2～5 [略]

6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合で、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第3条及び第4条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(時間外勤務手当)

第21条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第4条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当及び退職手当を除いた全額とする。

(給料の支給方法)

第12条 [略]

2～5 [略]

6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合で、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第3条、第3条の2及び第4条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(時間外勤務手当)

第21条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第4条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条又は第3条の2により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

那覇市条例第45号

平成19年12月28日

那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、<u>第6条の2、第7条並びに第9条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (育児休業をすることができない職員) 第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) [略] (4) <u>定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</u> (5) [略] (6) 前号に掲げる職員のほか、育児休業により養育しようとする子を<u>職員</u>以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員 (再度の育児休業をすることができる特別の事情) 第3条 法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め<u>又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失い、又</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、<u>第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第15条(これらの規定を法第17条において準用する場合を含む。)、第17条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (育児休業をすることができない職員) 第2条 [略] (1)～(3) [略] (4) <u>那覇市職員の定年等に関する条例(昭和59年那覇市条例第15号。以下「定年条例」という。)</u>第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員 (5) [略] (6) 前号に掲げる職員のほか、<u>職員が</u>育児休業により養育しようとする子を<u>当該職員</u>以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員 (再度の育児休業をすることができる特別の事情) 第3条 [略] (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め<u>若しくは出産したことにより</u>当該育児休業の承認が効力を失

は第5条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) [略]

(3) 育児休業の請求の際両親が育児休業等により子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た職員が当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、当該職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を状態として養育したこと(この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く。))。

(4) [略]

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったこと。

(2) 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業が承認されること。

い、又は第5条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) [略]

(3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(4) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。))。

(5) [略]

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 [略]

(1) 職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。

(2) 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。

(任期付採用職員の任期の更新)

第5条の2 [略]

(期末手当等の支給)

第5条の3 [略]

2 [略]

(職務復帰後における給与等の取扱い)

第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又はその日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第7条 那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号)第9条の4第1項及び第10条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同条例第9条の4第1項の現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての那覇市職員退職手当支給条例第10条第4項の規定の適用については、同項中「2分の1」とあるのは、「3分の1」とする。

(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)

第6条 [略]

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 [略]

2 [略]

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として給与条例第10条第3項に規定する規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)

第9条 那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号。以下「退職手当条例」という。)第9条の4第1項及び第10条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同条例第9条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての退職手当条例第10条第4項の規定の適用については、同項中「2分の1」とあるのは、「3分の1」とする。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 法第10条第1項の条例で定める

職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) 法第6条第1項の規定により任期を
定めて採用された職員
- (4) 定年条例第4条第1項又は第2項の
規定により引き続いて勤務している
職員
- (5) 育児短時間勤務(法第10条第1項に
規定する育児短時間勤務をいう。以下
同じ。)をすることにより養育しよう
とする子について、配偶者が法その他
の法律により育児休業をしている職
員
- (6) 前号に掲げる職員のほか、職員が
育児短時間勤務をすることにより養
育しようとする時間において、育児短
時間勤務をすることにより養育しよ
うとする子を当該職員以外の当該子
の親が養育することができる場合
における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から
起算して1年を経過しない場合に育児短
時間勤務をすることができる特別の事
情)

第11条 法第10条第1項ただし書の条例
で定める特別の事情は、次に掲げる事情
とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員
(次号、第3号、第14条及び第17条にお
いて「育児短時間勤務職員」という。)
が産前の休業を始め若しくは出産し
たことにより当該育児短時間勤務の
承認が効力を失い、又は第14条第2号
に掲げる事由に該当したことにより
当該育児短時間勤務の承認が取り消
された後、当該産前の休業若しくは出
産に係る子若しくは同号に規定する
承認に係る子が死亡し、又は養子縁組
等により職員と別居することとなっ

たこと。

(2) 育児短時間勤務職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(3) 育児短時間勤務職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。))。

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(法第10条第1項第5号の条例で定める勤

務の形態)

第12条 法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。)第3条の2第2項の規定の適用を受ける職員の勤務の形態で、次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き勤務時間条例第3条の2第2項に規定する規則で定める時間を超えず、かつ、1回の勤務が同規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。

(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第13条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、規則で定めるところにより、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第14条 法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

(2) 育児短時間勤務職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようと

するとき。

(3) 育児短時間勤務職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第15条 法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることとする。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第16条 任命権者は、法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務職員の給与の取扱い)

第17条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条 第1項、 第2項 及び第 4項	決 定 する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第19条 第2項 第2号	額	額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規

			定する育児短時間勤務をしている職員(以下「<u>育児短時間勤務職員</u>」という。)のうち、<u>1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額</u>)
	第21条 第1項	支 給 す る	支給する。ただし、<u>育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする</u>
	第21条 第2項	支 給 す る	支給する。ただし、<u>育児短時間勤務職員が、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間との合計が、勤務時間条例第2条第1項に規定する時間に達するまでの間の勤務にあっては、これを支</u>

		給しない
第26条 第3項	給料	給料の月額を算出率 で除して得た額
第26条 第4項 及び第 26条の 4第3項	給 料 の 月 額	給料の月額を算出率 で除して得た額
第26条 第5項	規則	育児短時間勤務職員 の勤務時間を考慮し て規則

(育児短時間勤務をした職員の退職手当
の取扱い)

第18条 退職手当条例第9条の4第1項及
び第10条第4項の規定の適用について
は、育児短時間勤務(法第17条の規定に
よる短時間勤務を含む。以下この条に
おいて同じ。)をした期間は、同条例第
9条の4第1項に規定する現実に職務に
従事することを要しない期間に該当す
るものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間について
の退職手当条例第10条第4項の規定の
適用については、同項中「2分の1」と
あるのは、「3分の1」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の退職手当
条例の規定による退職手当の計算の基
礎となる給料月額は、育児短時間勤務
をしなかったと仮定した場合の勤務時
間により勤務したときに受けるべき給
料月額とする。

(部分休業をすることができない職員)
第8条 法第9条第1項の条例で定める職
員は、次に掲げる職員とする。

(1) 非常勤職員

(部分休業をすることができない職員)
第19条 法第19条第1項の条例で定める
職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25
年法律第261号)第28条の5第1項に規
定する短時間勤務の職を占める職員
を除く。)

(2) 育児短時間勤務又は法第17条の規
定による短時間勤務をしている職員

(2) [略]

(3) 前号に掲げる職員のほか、部分休業をしようとする時間において、部分休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(部分休業の承認)

第9条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)別表第2第14号の規定による育児時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

(部分休業の場合の給与の減額)

第10条 [略]

(部分休業の承認の取消事由)

第11条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

第12条 [略]

(3) [略]

(4) 前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(部分休業の承認)

第20条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第10条第2項の規定による保育のための特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇を承認された時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 [略]

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 第14条の規定は、部分休業について準用する。

第23条 [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置)

第2条 改正後の那覇市職員の育児休業等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第8条の規定は、育児休業をした職員が地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第44号)の施行の日(平成19年8月1日。以下「改正法の施行日」という。)以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が改正法の施行日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の際現に育児休業をしている職員が改正法の施行日以後に職務に復帰した場合における改正後の条例第8条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下(当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1)」とする。

(この条例及び那覇市勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の改正の順序)

第3条 この条例及び那覇市勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例(平成19年那覇市条例第44号。以下「改正後の勤務時間条例」という。)に同一の条例についての改正規定がある場合においては、当該条例は、改正後の勤務時間条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

那覇市条例第46号

平成19年12月28日

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成5年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略] <u>第6条及び第7条 削除</u> <u>(クリーン指導員)</u> <u>第8条 法第5条の8第1項の規定に基づき、廃棄物の減量化及び適正処理を推進するためクリーン指導員を置く。</u>	(定義) 第2条 [略] (1)～(6) [略] <u>(7) 資源化物 物の再使用、再生利用及び有効利用を目的として法第6条第1項の規定により本市が定めた一般廃棄物処理計画における缶、びん、ペットボトル、紙、布及び草木をいう。</u> <u>第6条から第8条まで 削除</u> <u>(収集又は運搬の禁止等)</u> <u>第23条の2 市及び市長が指定する者以外の者は、市民が第18条第1項の一般廃棄物処理実施計画に従い所定の方法で所定の場所に排出した資源化物を収集し、又は運搬してはならない。</u> <u>(指導及び勧告)</u> <u>第23条の3 市長は、前条の規定に違反して、資源化物を収集し、又は運搬した者に対し、当該違反の是正のために必要な指導をすることができる。</u> <u>2 市長は、前項の指導に従わない者に対し、当該違反を是正するように勧告をすることができる。</u> <u>(命令)</u> <u>第23条の4 市長は、前条第2項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該違反の是正のために必要な措置を</u>

(一般廃棄物処分等手数料) 第28条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)の処分等手数料として、別表第1に定める額を徴収する。 [別表第1 別記]	<u>とるべきことを命ずることができる。</u> 2 市長は、必要があると認めたときは、<u>第23条の2の規定に違反して、資源化物を収集し、又は運搬した者に対し、前条第1項の指導又は同条第2項の勧告を行わずに当該違反の是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u> (那覇市行政手続条例の適用除外) 第23条の5 前条各項の規定による命令については、<u>那覇市行政手続条例(平成9年那覇市条例第38号)第3章の規定は、適用しない。</u> (一般廃棄物処分等手数料) 第28条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、一般廃棄物の処分等手数料として、別表第1に定める額を徴収する。 (罰則) 第34条 第23条の4各項の規定による命令に違反した者は、<u>1万円以下の過料に処する。</u> (両罰規定) 第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、<u>前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科する。</u> [別表第1 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第33条の次に2条を加える改正規定は平成20年7月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第1(第28条関係)

区分		手数料
市が収集する 一般廃棄物の 処理	[略]	
特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項の特定家庭用機器廃棄物の収集運搬	[略]	
[略]		

〔改正後 別記〕

別表第1(第28条関係)

区分		手数料
市が収集する 一般廃棄物 (ごみ)の処理	[略]	
一般廃棄物 (し尿又は浄 化槽汚泥)の 処分	仮設便所のし尿	10リットルにつき 140円
	公共下水道の供用が開始されている区域の浄化槽汚泥	10リットルにつき 140円
	公共下水道の供用が開始されていない区域の浄化槽汚泥	10リットルにつき 70円
特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項の特定家庭用機器廃棄物の収集運搬	[略]	
[略]		

那覇市条例第47号

平成19年12月28日

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例

那覇市営住宅条例(平成9年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(入居者の資格等) 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として政令第6条第1項で定める者(第2項、次条第2項及び第50条において「老人等」という。))にあつては第1号、第3号及び第4号、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第4号)の条件を具備する者でなければならない。 (1)～(4) [略] 2 [略] (督促、延滞金の徴収) 第18条 [略] 2 [略] 3 市長は、入居者がその納付すべき金額を納期限までに納付しない場合においては、その納付すべき金額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ次に規定する割合を乗じて計算した額に相当する延滞金額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を、その納付すべき金額に加算して徴収する。ただし、延滞金額が100円未満の額であるときは、その延滞金の全額を徴収しない。 (1) 第1項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)以前に納付したときは、年7.3パーセント (2) 指定納期限後に納付したときは、	(入居者の資格等) 第6条 [略] (1)～(4) [略] (5) <u>その者及び現に同居し、又は、同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</u> 2 [略] (督促、延滞金の徴収) 第18条 [略] 2 [略] 3 市長は、入居者がその納付すべき金額を納期限までに納付しない場合においては、その納付すべき金額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、<u>年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した額に相当する延滞金額を、その納付すべき金額に加算して徴収する。ただし、延滞金額が100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、100円未満の額であるときは徴収しない。</u>

年14.6パーセント

4 [略]

(敷金)

第19条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収する。

2～4 [略]

(住宅の明渡請求)

第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対し、公営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

2～3 [略]

4 市長は、第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収する。

5 市長は、公営住宅が第1項第6号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

6 [略]

(準用)

第44条 第8条第1項及び第2項、第11条、第15条から第21条第2項まで、第22条から第28条まで、第30条、第34条前段、第35条第1項、第36条、第41条並びに第42条第1項及び第2項の規定は、改良住宅の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「公営住宅」とあるのは「改良住宅」と、第17条第1項中「第32条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第42条第1項」と

4 [略]

(敷金)

第19条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収する。

2～4 [略]

(住宅の明渡請求)

第42条 [略]

(1)～(5) [略]

(6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

(7) [略]

2～3 [略]

4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収する。

5 市長は、公営住宅が第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

6 [略]

(準用)

第44条 第8条第1項及び第2項、第11条、第15条から第21条第2項まで、第22条から第28条まで、第30条、第34条前段、第35条第1項、第36条、第41条並びに第42条第1項及び第2項の規定は、改良住宅の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「公営住宅」とあるのは「改良住宅」と、第17条第1項中「第32条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第42条第1項」と

あるのは「第42条第1項(第6号を除く。)」と、第35条第1項中「第29条から前条まで」とあるのは「第47条第1項」と、「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公住法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する公住法第44条第3項の規定による改良住宅の用途の廃止」と、第36条第1項中「第14条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条(第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求、第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による公営住宅への入居の措置」とあるのは「第45条若しくは第46条第1項の規定による家賃の決定、第48条第1項の規定による割増賃料の決定、第16条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第48条第3項において準用する第16条の規定による割増賃料の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第34条前段の規定によるあっせん等」と読み替えるものとする。

(準用)

第51条 第4条、第5条、第6条第2項、第8条第1項及び第2項、第9条から第11条まで、第16条から第20条まで、第21条第1項及び第2項、第22条から第28条まで並びに第41条の規定は、第3種住宅の管理について準用する。この場合において、これらの規定(第5条第3号及び第4号を除く。)中「公営住宅」とあるのは「第3種住宅」と、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第50条」と、第17条第1項中「第32条第1項又は第37条第1項の規定

あるのは「第42条第1項(第7号を除く。)」と、第35条第1項中「第29条から前条まで」とあるのは「第47条第1項」と、「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公住法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する公住法第44条第3項の規定による改良住宅の用途の廃止」と、第36条第1項中「第14条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条(第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求、第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による公営住宅への入居の措置」とあるのは「第45条若しくは第46条第1項の規定による家賃の決定、第48条第1項の規定による割増賃料の決定、第16条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第48条第3項において準用する第16条の規定による割増賃料の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第34条前段の規定によるあっせん等」と読み替えるものとする。

(準用)

第51条 第4条、第5条、第6条第2項、第8条第1項及び第2項、第9条から第11条まで、第16条から第20条まで、第21条第1項及び第2項、第22条から第28条まで並びに第41条の規定は、第3種住宅の管理について準用する。この場合において、これらの規定(第5条第3号及び第4号を除く。)中「公営住宅」とあるのは「第3種住宅」と、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第50条」と、第17条第1項中「第32条第1項又は第37条第1項の規定

による明渡しの請求があったときは、明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項」とあるのは「第42条第1項(<u>第6号</u>を除く。)」と読み替えるものとする。 (第3種住宅の明渡請求) 第56条 第42条第1項(<u>第6号</u>を除く。)及び第2項の規定は、第3種住宅の明渡請求について準用する。この場合において、同条第1項中「公営住宅」とあるのは「第3種住宅」と、「第12条、第13条」とあるのは「第54条、第55条」と、同条第2項中「公営住宅」とあるのは「第3種住宅」と読み替えるものとする。 (使用者の資格) 第64条 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1)～(2) [略] (3) 第42条第1項第1号から<u>第5号</u>までのいずれの場合にも該当しないこと。	による明渡しの請求があったときは、明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項」とあるのは「第42条第1項(<u>第7号</u>を除く。)」と読み替えるものとする。 (第3種住宅の明渡請求) 第56条 第42条第1項(<u>第7号</u>を除く。)及び第2項の規定は、第3種住宅の明渡請求について準用する。この場合において、同条第1項中「公営住宅」とあるのは「第3種住宅」と、「第12条、第13条」とあるのは「第54条、第55条」と、同条第2項中「公営住宅」とあるのは「第3種住宅」と読み替えるものとする。 (使用者の資格) 第64条 [略] (1)～(2) [略] (3) 第42条第1項第1号から<u>第6号</u>までのいずれの場合にも該当しないこと。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第48号

平成19年12月28日

那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成14年那覇市条例第65号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与の減額) 第23条 [略] 2 職員が部分休業(当該職員がその<u>3歳に満たない</u>子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	(給与の減額) 第23条 [略] 2 職員が部分休業(当該職員がその<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子を養育するため1日の勤務時間の一部(<u>2時間を超えない範囲内の</u>時間に限る。))を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第49号

平成19年12月28日

那覇市環境基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市環境基本条例の一部を改正する条例

那覇市環境基本条例(平成16年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	(環境推進員) 第15条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するため、環境推進員を置くことができる。
第15条～第23条 [略]	第16条～第24条 [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 那覇市ごみのポイ捨て防止による環境美化促進条例(平成7年那覇市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(クリーン指導員) 第16条 市長は、環境美化の促進について知識、経験等を有すると認められる者をクリーン指導員として選任することができる。 2 クリーン指導員は、本市の施策への協力その他の活動を行う。	第16条 削除
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

那覇市条例第50号

平成19年12月28日

那覇新都心多目的広場条例を廃止する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇新都心多目的広場条例を廃止する条例

那覇新都心多目的広場条例(平成15年那覇市条例第16号)は、廃止する。

付 則

この条例は、平成20年2月1日から施行する。

那覇市条例第51号

平成19年12月28日

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(那覇市火災予防条例の一部改正)

第1条 那覇市火災予防条例(1972年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(屋内消火栓設備に関する基準) 第37条 [略] 2 前項又は令第11条第1項及び第2項の規定により地階を除く階数が5以上の防火対象物で各階における屋内消火栓の設置個数が1個のものに設ける屋内消火栓設備は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) 水源の水量は、同時開口数2個に2.6立方メートルを乗じて得た量以上とすること。ただし、次に掲げる防火対象物にあつては、同時開口数2個に1.2立方メートルを乗じて得た量以上とすることができる。 ア～ウ [略] エ 令別表第1(6)項ハに掲げる<u>盲学校、聾ろう学校又は養護学校</u> (2) [略] 3～4 [略]	(屋内消火栓設備に関する基準) 第37条 [略] 2 [略] (1) [略] ア～ウ [略] エ 令別表第1(6)項ハに掲げる<u>特別支援学校</u> (2) [略] 3～4 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市立森の家みんな条例の一部改正)

第2条 那覇市立森の家みんな条例(平成17年那覇市条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用料金の免除) 第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除するものとする。 (1) [略] (2) <u>盲学校、ろう学校及び養護学校</u>の	(利用料金の免除) 第10条 [略] (1) [略] (2) <u>特別支援学校</u>の児童及び生徒並び

児童及び生徒並びに小学校及び中学校の<u>特殊学級</u>(学校教育法(昭和22年法律第26号)第75条の<u>特殊学級</u>をいう。)の児童及び生徒並びにその引率者が利用する場合 (3)～(7) [略] 2 [略]	に小学校及び中学校の<u>特別支援学級</u>(学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条の<u>特別支援学級</u>をいう。)の児童及び生徒並びにその引率者が利用する場合 (3)～(7) [略] 2 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市体育施設条例の一部改正)

第3条 那覇市体育施設条例(平成17年那覇市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用料金の免除) 第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部を免除するものとする。 (1) [略] (2) <u>盲学校、ろう学校及び養護学校</u>の児童及び生徒並びに小学校及び中学校の<u>特殊学級</u>(学校教育法(昭和22年法律第26号)第75条の<u>特殊学級</u>をいう。)の児童及び生徒並びにその引率者が利用する場合 (3)～(9) [略] 2 [略]	(利用料金の免除) 第10条 [略] (1) [略] (2) <u>特別支援学校</u>の児童及び生徒並びに小学校及び中学校の<u>特別支援学級</u>(学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条の<u>特別支援学級</u>をいう。)の児童及び生徒並びにその引率者が利用する場合 (3)～(9) [略] 2 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市歴史博物館条例の一部改正)

第4条 那覇市歴史博物館条例(平成18年那覇市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料の免除) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部を免除することができる。 (1)～(2) [略] (3) <u>盲学校、ろう学校及び養護学校</u>の児童及び生徒並びに小学校及び中学校の<u>特殊学級</u>(学校教育法(昭和22年	(使用料の免除) 第8条 [略] (1)～(2) [略] (3) <u>特別支援学校</u>の児童及び生徒並びに小学校及び中学校の<u>特別支援学級</u>(学校教育法(昭和22年法律第26号)第

法律第26号) <u>第75条の特殊学級</u> をいう。)の児童及び生徒並びにその引率者が観覧する場合 (4)～(8) [略] 2 [略]	<u>81条の特別支援学級</u> をいう。)の児童及び生徒並びにその引率者が観覧する場合 (4)～(8) [略] 2 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

規 則

那覇市規則第57号

平成19年12月28日

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第4項及び第7項から第9項までの規定による給料等に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第4項及び第7項から第9項までの規定による給料等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(平成18年那覇市条例第18号。以下「平成18年改正条例」という。)付則第4項及び第7項から第9項までの規定による給料等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給与条例 那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)をいう。
- (2) 初任給規則 那覇市職員の初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)をいう。
- (3) 改正初任給規則 那覇市職員の初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年那覇市規則第18号)をいう。
- (4) 改正前の初任給規則 改正初任給規則による改正前の初任給規則をいう。
- (5) 切替日 平成18年4月1日をいう。
- (6) 旧級 切替日の前日において職員が属していた職務の級をいう。
- (7) 旧給料月額 切替日の前日において職員が受けていた給料月額をいう。
- (8) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給規則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (9) 経過期間 切替日の前日において職員が旧給料月額を受けていた期間(市長の定める職員にあつては、市長の定める期間)をいう。
- (10) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (11) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。

ア 初任給規則第39条第1項の休職等の期間

イ 那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号。以下「育児休業条例」という。)第8条の育児休業をした期間

(12) 復職時調整 初任給規則第39条又は育児休業条例第8条の規定による号給の調整をいう。

(13) 人事交流等職員 切替日以降に、初任給規則第16条の人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え)

第3条 切替日の前日において給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 旧給料月額が旧級に応じた別表の旧給料月額欄に掲げられている職員 旧級、旧給料月額及び経過期間に応じて別表に定める号給

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 その者の切替日における職務の級の最高の号給

(平成18年改正条例付則第7項の規則で定める職員)

第4条 平成18年改正条例付則第7項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員

(2) 切替日以降に降格又は降任をした職員(改正初任給規則により職務の級が異なることとなった職員を除く。)

(3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

(4) 切替日以降に地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)を始めた職員

(5) 切替日以降に市長の承認を得て定める基準に従いその号給を決定された職員(市長の定めるこれに準ずる職員を含む。)

(平成18年改正条例付則第8項の規定による給料の支給)

第5条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(市長の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月

額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を平成18年改正条例付則第8項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第5号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に当該異動があったものとした場合(切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合)に改正前の初任給規則第24条から第27条までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 降格又は降任をした場合(改正初任給規則により職務の級が異なることとなった場合及び第5号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日において当該降格又は降任をしたものとした場合(切替日以降に降格又は降任を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格又は降任を順次したものとした場合)に、改正前の初任給規則第23条又は第40条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第5号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給規則第39条第1項又は平成18年改正条例付則第15項の規定による改正前の育児休業条例第6条第1項の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額
- (5) 市長の承認を得て定める基準に従いその号給を決定された場合又は市長の定めるこれに準ずる場合 市長の定める額

- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が市長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を平成18年改正条例付則第8項の規定による給料として支給する。

(平成18年改正条例付則第9項の規定による給料の支給)

第6条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(市長の定める職員にあつては、市長の定める額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を平成18年改正条例付則第9項の規定による給料として支給する。

- 2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成18年改正条例付則第8項の規定による給料の額に相当する額を平成18年改正条例付則第9項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第7条 平成18年改正条例付則第7項から第9項までの規定による給料の支給について、第4条から前条までの規定による場合には、部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間 旧給料月額	3月 未満	3月 以上 6月 未満	6月 以上 9月 未満	9月 以上 12月 未満	12月 以上
3級	383,000円	109	110	111	112	113
	385,600円	113	114	115	116	117
	388,200円	117	118	119	120	121
	390,800円	121	122	123	124	125
4級	428,900円	101	102	103	104	105
	432,300円	105	106	107	108	109
6級	453,200円	69	70	71	72	73
	456,800円	73	74	75	76	77
7級	489,400円	53	54	55	56	57
	493,500円	57	58	59	60	61
8級	513,000円	37	38	39	40	41
	517,400円	41	42	43	44	45

イ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間 旧給料月額	3月 未満	3月 以上 6月 未満	6月 以上 9月 未満	9月 以上 12月 未満	12月 以上
4級	386,900円	101	102	103	104	105
5級	424,900円	81	82	83	84	85

ウ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間 旧給料月額	3月 未満	3月 以上 6月 未満	6月 以上 9月 未満	9月 以上 12月 未満	12月 以上
----	---------------	----------	----------------------	----------------------	-----------------------	-----------

3級	396,000円	121	122	123	124	125
4級	408,600円	105	106	107	108	109
	411,000円	109	110	111	112	113
5級	428,900円	85	86	87	88	89
	431,400円	89	90	91	92	93

那覇市規則第58号

平成19年12月28日

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則(1964年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び当該改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

名称	定員
[略]	
那覇市鏡原保育所	[略]
那覇市大名保育所	90人
那覇市若狭浦保育所	[略]

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

名称	定員
[略]	
那覇市鏡原保育所	[略]
那覇市若狭浦保育所	[略]

那覇市規則第59号

平成19年12月28日

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(勤務時間の割振り及び休憩時間) 第2条 条例第3条第2項の規定により職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間に割り振る。この場合において、午後0時15分から午後1時まで、は、休憩時間とする。 2 [略] (特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準) 第3条 任命権者は、<u>条例第3条第3項の規定により、特別の勤務に従事する職員の週休日(同条第1項の週休日をいう。以下同じ。)</u>及び勤務時間の割振りについて別に定める場合には、<u>4週間ごとの期間についてこれを定めて当該期間内に8日の週休日を設け、勤務日(条例第4条の勤務日をいう。以下同じ。)</u>が引き続き12日を超えないようにし、及び<u>1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。</u> 2 任命権者は、<u>特別の勤務に従事する職員のうち、職員の勤務又は勤務条件の特殊性その他の事由により、週休日を4週間につき8日とすることが困難であると認められる職員については、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、勤務日が引き続き12日を超えないようにし、及び1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにする場合に限り、前項の規定にかかわらず市長の承認を得て、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。</u>	(勤務時間の割振り及び休憩時間) 第2条 条例第3条第2項<u>本文</u>の規定により職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間に割り振る。この場合において、午後0時15分から午後1時まで、は、休憩時間とする。 2 [略] (<u>特別の形態によって勤務する必要がある職員</u>の週休日及び勤務時間の割振りの基準) 第3条 任命権者は、<u>条例第3条の2第2項本文の定めるところに従い週休日(条例第3条第1項の週休日をいう。以下同じ。)</u>及び勤務時間の割振り<u>を定める場合には、勤務日(条例第4条の勤務日をいう。以下同じ。)</u>が引き続き12日を超えないようにし、かつ、<u>1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。</u> 2 任命権者は、<u>条例第3条の2第2項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。</u> (1) <u>週休日は毎4週間につき4日以上となること。</u> (2) <u>勤務日が引き続き12日を超えないこと。</u> (3) <u>1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないこと。</u>

(週休日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更)

第4条 [略]

2 条例第4条の規則で定める勤務時間は、4時間(以下「半日勤務時間」という。)とする。

3 任命権者は、週休日の振替え(条例第4条の規定により、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)又は半日勤務時間の割振り変更(同条の規定により、半日勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)を行う場合には、週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第8条第1項の勤務日等をいう。第18条第1項において同じ。))が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

4 条例第4条の規定により割り振ることをやめることとなる半日勤務時間は、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間とする。

5 [略]

(週休日等の臨時的変更)

第5条 任命権者は、大会、行事、催物等特別の事由により、第2条若しくは第3条の規定により割り振られた勤務時間以外の時間又は条例第7条第1項に規定する休日において勤務することを命ずる必要がある場合には、当該勤務する

(週休日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更)

第4条 [略]

2 任命権者は、週休日の振替え(条例第4条の規定により、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)又は半日勤務時間の割振り変更(同条の規定により、4時間の勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)を行う場合には、週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第8条第1項の勤務日等をいう。第17条第1項において同じ。))が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 任命権者は、半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

4 [略]

(週休日等の臨時的変更)

第5条 任命権者は、大会、行事、催物等特別の事由により、正規の勤務時間(条例第6条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)以外の時間又は条例第7条第1項に規定する休日において勤務することを命ずる必要がある場合に

ことを命ずる必要がある日から起算して8週間以内の勤務日において、当該勤務することを命ずる必要がある時間に相当する時間を臨時的に変更することができる。

- 2 前条第3項及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。

第7条 削除

(要介護者の範囲及び要介護の期間)

第15条 条例第6条の2第2項の規則で定める者は、次に掲げる者であつて職員と同居しているものとする。

- (1) 職員の祖父母及び兄弟姉妹
(2) [略]

- 2 [略]

(年次有給休暇の日数)

は、当該勤務することを命ずる必要がある日から起算して8週間以内の勤務日において、当該勤務することを命ずる必要がある時間に相当する時間を臨時的に変更することができる。

- 2 前条第2項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。

(育児短時間勤務職員等についての適用除外)

第7条 第3条の規定は、育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)には適用しない。

(育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合)

第7条の2 条例第6条の規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同条に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第8条の2 任命権者は、条例第6条の規定により正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

(要介護者の範囲及び要介護の期間)

第15条 [略]

- (1) 職員の祖父母、孫及び兄弟姉妹
(2) [略]

- 2 [略]

(年次有給休暇の日数)

第18条 条例第9条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員

第18条 条例第9条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 当該年度の中途において新たに職員となるもの(次号に掲げる職員を除く。)その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(以下この条において「基本日数」という。)

(2) [略]

2～3 [略]

4 条例第9条第1項第3号の規則で定める日数は、20日に当該年度の前年度における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加

の区分に応じ、当該各号に掲げる日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。

- (1) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

- (2) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 160時間に条例第2条第2項の規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、8時間を1日として日に換算して得た日数

第18条の2 [略]

- (1) 当該年度の中途において新たに職員となるもの(次号に掲げる職員を除く。)その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定める日数。以下この条において「基本日数」という。)

(2) [略]

2～3 [略]

4 条例第9条第1項第3号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日数(その日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)とする。

えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)とする。

5 [略]

(1) 当該年度の初日に職員となった場合 20日に当該年度の前年度における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数

(2) 当該年度の初日後に職員となった場合 前号の日数から職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数

5 [略]

第18条の3 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第9条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年度の前年度から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数(1

日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務(以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務(以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務を終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短

(年次有給休暇の繰越し)

第19条 条例第9条第2項の規則で定める
日数は、一の年度における年次有給休
暇の残日数が20日を超えない職員に
あつては当該残日数、20日を超える職
員にあつては20日とする。

(年次有給休暇の単位及び換算)

第20条 [略]

2 1時間を単位として使用した年次有給
休暇を日に換算する場合には、8時間
をもって1日とする。

時間勤務を始める場合 勤務形態の
変更後における勤務日ごとの勤務時
間の時間数を8時間とみなした場合
の1週間当たりの勤務時間の時間数
を当該勤務形態の変更前における1
週間当たりの勤務時間の時間数で除
して得た率

(年次有給休暇の繰越し)

第19条 条例第9条第2項の規則で定める
日数は、一の年度における年次有給休
暇の20日(第18条各号に掲げる職員に
あつては、同条の規定による日数)を超
えない範囲内の残日数(当該年度の翌
年度の初日に勤務形態が変更される場
合にあつては、当該残日数に前条各号
に掲げる場合に応じ、当該各号に掲
げる率を乗じて得た日数)とする。

(年次有給休暇の単位及び換算)

第20条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、不斉一型短
時間勤務職員の年次有給休暇の単位
は、1時間とする。

3 1時間を単位として使用した年次有給
休暇を日に換算する場合には、次の各
号に掲げる職員の区分に応じ、当該各
号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員
以外の職員 8時間

(2) 育児休業法第10条第1項第1号か
ら第4号までに掲げる勤務形態の育
児短時間勤務職員等

ア 育児休業法第10条第1項第1号
4時間

イ 育児休業法第10条第1項第2号
5時間

ウ 育児休業法第10条第1項第3号又
は第4号 8時間

(3) 斉一型短時間勤務職員(前号に掲
げる職員のうち、斉一型短時間勤務

(病気休暇等)

第21条 条例第10条第1項に規定する有給の休暇は、職員が勤務しないことが相当と認められる場合として別表第2の中欄に掲げる場合に受けることができ、その期間は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

(休暇期間の計算)

第23条 第21条に規定する休暇のうち、期間が一定の日数、週数及び年数で規定されている場合の当該休暇の期間には、週休日、休日及び代休日を含むも

職員を除く。) 勤務日ごとの勤務時間の時間数(1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)

(4) 不斉一型短時間勤務職員(前2号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。) 8時間

(病気休暇及び特別休暇)

第21条 条例第10条第1項の病気休暇は、別表第2第1号から第3号までの中欄に掲げる場合に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとし、同条第2項の規則で定める場合は、別表第2第4号から第26号までの中欄に掲げる場合とし、その期間は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

2 1日を単位とする別表第17号及び第26号の休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

3 1時間を単位として使用した別表第17号及び第26号の休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間

(2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数(8時間を超える場合にあつては、8時間とし、1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)

(3) 不斉一型短時間勤務職員 8時間

4 期間が一定の日数、週数及び年数で規定されている場合の当該休暇の期間には、週休日、休日及び代休日を含むものとする。

(病気休暇及び特別休暇の承認)

第23条 条例第12条の規則で定める特別休暇は、別表第2第4号の休暇とする。

のとする。

(休暇の手続)

第24条 職員は、年次有給休暇、病気休暇その他の休暇(介護休暇を除く。)を受けようとするときは、証明等を必要とするものにあつてはその書類を添付して、その前日までに所属長を経て任命権者の承認又は許可を受けなければならない。

2 職員は、病気、災害その他やむを得ない事情により、前項の規定によることができなかつた場合には、その勤務しなかつた時間の属する日又は勤務しなかつた日(勤務しなかつた日が2日以上に及ぶときは、その最初の日)から週休日、休日及び代休日を除いて3日以内にその理由を付して、任命権者に承認又は許可を求めなければならない。

3 任命権者は、前項の期間経過後に承認又は許可の請求があつた場合には、こ

2 任命権者は、病気休暇又は特別休暇(前項に規定するものを除く。第25条第1項において同じ。)の請求について、条例第10条第1項に規定する場合又は別表第2に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。

(介護休暇の承認)

第24条 任命権者は、介護休暇の請求について、条例第11条第1項に規定する場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

(年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等)

第25条 年次有給休暇、病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 別表第2第4号に規定する申出は、あらかじめ任命権者に対し行わなければならない。

3 別表第2第4号に掲げる場合において職員が出産したときは、その旨を速や

の期間中に承認又は許可を求めることができない正当な理由があったと認める場合に限り、承認又は許可の請求を受理することができる。

(介護休暇の請求等)

第25条 [略]

2 [略]

3 任命権者は、介護休暇の請求について、条例第11条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

4 任命権者は、介護休暇についてその事由を確認する必要があると認めるときは、医師の診断書その他の証明書類の提出を求めることができる。

かに任命権者に届け出るものとする。

(介護休暇の請求)

第26条 [略]

2 [略]

(休暇の承認の決定等)

第27条 第25条第1項又は前条第1項の請求があった場合においては、任命権者は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。

2 任命権者は、病気休暇、特別休暇又は介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(平成14年那覇市規則第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(派遣職員の復帰時における年次有給休暇) 第6条 派遣職員が職務に復帰した場合における年次有給休暇については、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。) 第9条及び那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号。以下「勤務時間規則」という。)<u>第18条</u>に定めるところによる。 (退職派遣者の採用時における年次有給休暇) 第11条 退職派遣者から引き続いて職員となった者の年次有給休暇については、勤務時間条例第9条及び勤務時間規則<u>第18条</u>に定めるところによる。	(派遣職員の復帰時における年次有給休暇) 第6条 派遣職員が職務に復帰した場合における年次有給休暇については、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。) 第9条及び那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号。以下「勤務時間規則」という。)<u>第18条の2</u>に定めるところによる。 (退職派遣者の採用時における年次有給休暇) 第11条 退職派遣者から引き続いて職員となった者の年次有給休暇については、勤務時間条例第9条及び勤務時間規則<u>第18条の2</u>に定めるところによる。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

那覇市規則第60号

平成19年12月28日

那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員退職手当支給条例施行規則(昭和47年那覇市規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(退職手当の調整額) 第6条 条例第9条の4第1項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。 (1) [略] (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の育児休業により現実に職務をとることを要しない期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)のあった休職月等 退職した者が属していた条例第9条の4第1項各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等 (3) [略] 2～4 [略] (賃金の日額) 第9条 [略]	(退職手当の調整額) 第6条 [略] (1) [略] (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の育児休業により現実に職務をとることを要しない期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)又は育児短時間勤務(地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務(育児休業法第17条の規定による勤務を含む。)をいう。)により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた条例第9条の4第1項各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等 (3) [略] 2～4 [略] (賃金の日額) 第9条 [略]

2～3 [略]

4 退職の月前6月に給与の全部又は一部を支払われなかった場合における給与の総額は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 退職の月前6月において給与の全部を支払われなかった場合においては、当該6月の各月において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額(以下「基本給月額」という。)の合計額

(2)～(3) [略]

5 [略]

(基本手当に相当する退職手当の支給調整)

第12条 [略]

2 受給資格者が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後、に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(1) [略]

(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による失業保険金

(3)～(4) [略]

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に、又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条の10第1項又は第2項に規定する期間内に受給資格者となった場合においては、当該基本手当又は失業保険金の支給を受けることができる日数(条例第14条第1項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数が

2～3 [略]

4 [略]

(1) 退職の月前6月において給与の全部を支払われなかった場合においては、当該6月の各月において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額(以下「基本給月額」という。)の合計額

(2)～(3) [略]

5 [略]

(基本手当に相当する退職手当の支給調整)

第12条 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2)～(3) [略]

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数(条例第14条第1項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後、に基本手当に相当する退職手当を支給する。

経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。 4 受給資格者が基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる日数(条例第14条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)の経過しないうちに職業に就き、雇用保険法の規定による基本手当又は<u>船員保険法</u>の規定による<u>失業保険金</u>の支給を受ける資格を取得した場合においては当該基本手当又は<u>失業保険金</u>の支給を受けることができる日数(条例第14条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数の残日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。 (高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等) 第21条 [略] 2 [略] 3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に、又は<u>船員保険法</u>の規定による<u>失業保険金</u>の支給をうける資格を有する者が<u>同法第33条の10第1項又は第2項に規定する期間内に</u>高年齢受給資格者となった場合においては、当該基本手当又は<u>失業保険金</u>の支給を受けることができる日数(条例第14条第5項の規定による退職手当に係る高年齢受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給する。 [第13号様式 別記]	4 受給資格者が基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる日数(条例第14条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)の経過しないうちに職業に就き、雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を取得した場合においては当該基本手当の支給を受けることができる日数(条例第14条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数の残日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。 (高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等) 第21条 [略] 2 [略] 3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に高年齢受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数(条例第14条第5項の規定による退職手当に係る高年齢受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給する。 [第13号様式 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後	

部分を加える。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。

付 則

- 1 この規則は、日本年金機構法(平成19年法律第109号)の施行の日から施行する。ただし、第6条及び第9条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

[改正前 別記]

第13号様式(第17条関係)

傷病手当に相当する退職手当請求書

		受給資格証番号														
申請者	① 氏名		② 性別	男女	③ 生年月日											
					年 月 日											
診療 担 当 者 の 証 明	④ 傷病の名称及びその程度															
	⑤ 初診年月日		年 月 日													
	⑥ 傷病の経過		年 月 日 治ゆ、転医、中止、継続中													
	⑦ 傷病のため職業に就くことができなかったと認められる期間		年 月 日から 年 月 日まで } 日間													
	⑧ 上記のとおり証明する。 年 月 日 診療機関の所在地及び名称 電話 局 番 診療担当者氏名 印															
支給 申 請 期 間	⑨ 同一の傷病により受けることができる給付		(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9)													
	⑩ ⑨の給付を受けることができる期間		年 月 日から 年 月 日まで 日間 年 月 日から 年 月 日まで 日間													
	⑪ 傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで 日間													
那覇市職員退職手当支給条例施行規則第14条第1項の規定により、上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 印																
元の任命権者 殿																
※ 処理欄	支給期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間															
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>主 査 等</td><td></td><td>担 当</td><td></td> </tr> </table>													主 査 等		担 当	
							主 査 等		担 当							

(裏)

1～2 [略]

3 ⑩欄は、⑧欄の期間のうち、同一の傷病により受け付けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号(2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号)を○で囲むこと。

(1)～(2) [略]

(3) 船員保険法による傷病手当金

(4)～(8) [略]

4～5 [略]

[改正後 別記]

第13号様式(第17条関係)

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

					受給資格証番号			
申請者	① 氏名		② 性別	男女	③ 生年月日	年	月	日
診療 担 当 者 の 証 明	⑤ 傷病の名称及びその程度							
	⑥ 初診年月日		年 月 日					
	⑦ 傷病の経過		年 月 日 治ゆ、転医、中止、継続中					
	⑧ 傷病のため職業に就くことができなかったと認められる期間		年 月 日から 年 月 日まで } 日間					
	⑨ 上記のとおり証明する。		年 月 日 診療機関の所在地及び名称 電話 局 番 診療担当者氏名 印					
支給 申 請 期 間	⑩ 同一の傷病により受けることができる給付		(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)					
	⑪ ⑩の給付を受けることができる期間		年 月 日から 年 月 日まで 日間 年 月 日から 年 月 日まで 日間					
	⑫ 傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで 日間					
那覇市職員退職手当支給条例施行規則第14条第1項の規定により、上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 印 元の任命権者 殿								
※ 処理欄	支給期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間							
								主 査 等
								担 当

(裏)

1～2 [略]

3 [略]

(1)～(2) [略]

(3)～(7) [略]

4～5 [略]

那覇市規則第61号

平成19年12月28日

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(調整する職及び調整額) 第8条 給与の調整を行う職は、別表第1の左欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の中欄に掲げる職員の占める職とし、職員の給与の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額(その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者について別表第1の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が給料月額100分の20を超えるときは、給料月額100分の20に相当する額とする。	<u>(短時間勤務職員の給料月額の端数計算)</u> <u>第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)の那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号。以下「育児休業条例」という。)第17条の規定により読み替えられた条例第10条第1項、第2項及び第4項による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</u> (調整する職及び調整額) 第8条 給与の調整を行う職は、別表第1の左欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の中欄に掲げる職員の占める職とし、職員の給与の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額(その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者について別表第1の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額<u>(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定す</u>

	る勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。) <u>とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</u> ただし、その額が給料月額^の100分の20を超えるときは、給料月額^の100分の20に相当する額(育児短時間勤務職員等について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
2 [略]	2 [略]
(日割計算)	(日割計算)
第9条 職員が、給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。	第9条 [略]
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)</u> 第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により復職した場合	(4) <u>育児休業法</u> 第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により復職した場合
(5)～(7) [略]	(5)～(7) [略]
(支給の範囲及び支給額)	(支給の範囲及び支給額)
第10条 管理職手当を支給する職は、別表第3に掲げる職とし、その職を占める職員に支給する管理職手当の月額 ^{は、その職員の給料月額に同表に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。}	第10条 管理職手当を支給する職は、別表第3に掲げる職とし、その職を占める職員に支給する管理職手当の月額 ^{は、その職員の給料月額に同表に掲げる支給割合を乗じて得た額(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。}
2～3 [略]	2～3 [略]
(支給の始期及び終期)	(支給の始期及び終期)
第19条 [略]	第19条 [略]
2 扶養手当は、これを受けている職員に更に第17条の2第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の	2 扶養手当は、これを受けている職員に更に第17条の2第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の

扶養親族で同条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るもののうち条例第15条第4項に規定する特定期間(以下「特定期間」という。)にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第17条の2第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で、同条の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で、同条の規定による届出に係るものがある職員について当該職員が配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同条第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

第37条 運賃相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号による額の総額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) [略]

(2) 前号に掲げる区間以外の交通機関を利用する区間については、その使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤21回分

扶養親族で同条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るもののうち条例第15条第4項に規定する特定期間(以下「特定期間」という。)にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第17条の2第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で、同条の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で、同条の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員になった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

第37条 [略]

(1) [略]

(2) 前号に掲げる区間以外の交通機関を利用する区間については、その使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤21回分

(特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(昭和56年那覇市訓令第4号)第2条に規定する職員のうち市長が認めるものにあつては、平均1月当たりの通勤所要回数分)の運賃の額

2 [略]

第37条の2 [略]

(交通の用具)

第38条 条例第19条第1項第2号に規定する交通の用具は、次の各号に掲げるものとする。ただし、市の所有に属するものを除く。

(1) 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

(2) 自転車

(やむを得ない事情)

第42条 条例第19条の2第1項に規定するやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) [略]

(2) 配偶者が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。

(3)～(5) [略]

(時間外勤務手当)

第52条 条例第21条第1項に規定する「正規の勤務時間を超えて勤務」とは、次に掲げる勤務をいう。

(1) 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年

(勤務時間条例第3条の2に規定する公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員及び育児短時間勤務職員等)のうち市長が認めるものにあつては、平均1月当たりの通勤所要回数分)の運賃の額

2 [略]

(育児短時間勤務職員等に係る減額)

第37条の2 育児休業条例第17条の規定で読み替えられた条例第19条第2項第2号の規則で定める職員は、1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、100分の50とする。

第37条の3 [略]

(交通の用具)

第38条 条例第19条第1項第2号に規定する交通の用具は、自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車とする。ただし、市の所有に属するものを除く。

(やむを得ない事情)

第42条 [略]

(1) [略]

(2) 配偶者が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。

(3)～(5) [略]

(時間外勤務手当)

第52条 条例第21条第1項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第21条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125

<u>那覇市規則第20号)第2条第1項に規定する勤務時間を超える勤務</u> (2) <u>特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程別表に規定する勤務時間を超える勤務</u> (3) <u>那覇市隔日勤務消防職員の勤務時間等に関する規程(平成4年那覇市消防本部訓令第1号)第2条に規定する勤務時間を超える勤務</u> (4) <u>特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則(平成5年那覇市教育委員会規則第3号)別表に規定する勤務時間を超える勤務</u> (5) <u>勤務時間条例第4条の規定により割り振られた半日勤務時間を超える勤務</u> (6) <u>勤務時間条例、特別な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程、那覇市隔日勤務消防職員の勤務時間等に関する規程及び特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の規定により割り振られた週休日の勤務</u> 2 <u>休憩時間及び睡眠時間中に所属長の命により勤務した場合は、時間外勤務として取り扱う。</u>	(2) <u>条例第21条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135</u> 2 <u>条例第21条第2項に規定する規則で定める時間は、休日等が属する週において、職員が休日等に勤務を命ぜられて休日勤務手当が支給され、当該週において勤務時間条例第4条に規定する週休日の振替え等により、あらかじめ勤務時間条例第3条又は第3条の2の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた場合における次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) <u>当該週の勤務時間が、割振り変更前の正規の勤務時間に当該休日等に勤務した時間を加えた時間以下になる場合 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間</u> (2) <u>当該週の勤務時間が、割振り変更前の正規の勤務時間に当該休日等に勤務した時間を加えた時間を超える場合 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間のうち、当該休日等に勤務した時間数に相当する時間</u> 3 <u>条例第21条第2項に規定する規則で定める割合は、100分の25とする。</u>
--	---

- 3 その日の勤務時間が始まる前に時間外勤務したときは、その日の時間外勤務として取り扱う。
- 4 出張中の職員は、その出張期間中正規の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、出張目的地において正規の勤務時間を超えて勤務すべきことを所属長があらかじめ命じた場合において、現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できる者については、時間外勤務手当を支給する。
- 5 条例第21条第1項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。
- (1) 条例第21条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125
- (2) 条例第21条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135
- 6 条例第21条第2項に規定する規則で定める時間は、休日等が属する週において、職員が休日等に勤務を命ぜられて休日勤務手当が支給され、当該週において勤務時間条例第4条に規定する週休日の振替え等により、あらかじめ勤務時間条例第3条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた場合における次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。
- (1) 当該週の勤務時間が、割振り変更前の正規の勤務時間に当該休日等に勤務した時間を加えた時間以下になる場合 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間
- (2) 当該週の勤務時間が、割振り変更前の正規の勤務時間に当該休日等に勤務した時間を加えた時間を超える場合 割振り変更前の正規の勤務時

間を超えて勤務した勤務時間のうち、
当該休日等に勤務した時間数に相当
する時間

7 条例第21条第2項に規定する規則で定
める割合は、100分の25とする。

(期末手当の支給を受ける職員)

第55条 条例第26条第1項前段の規定によ
り期末手当の支給を受ける職員は、同条
に規定するそれぞれの基準日に在職す
る職員(条例第26条の2各号のいずれか
に該当する者を除く。)のうち、次の各
号に掲げる職員以外の職員とする。

(1)～(5) [略]

(6) 育児休業法第2条の規定により育
児休業をしている職員のうち、那覇市
職員の育児休業等に関する条例(平成
4年那覇市条例第7号。以下「育児休業
条例」という。)第5条の3第1項に規定
する職員以外の職員

(7)～(8) [略]

2～3 [略]

(期末手当に係る在職期間)

第56条 条例第26条第2項に規定する在職
期間は、条例第8条第1項各号に掲げる給
料表(第57条の9において「給料表」とい
う。))の適用を受ける職員として在職し
た期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各
号に掲げる期間を除算する。

(1)～(2) [略]

(3) 休職にされていた期間(次に掲げ
る期間を除く。)については、その2分
の1の期間

ア 条例第29条第1項、教育公務員特例
法第14条又は公立の学校の事務職員
の休職の特例に関する法律(昭和32
年法律第117号)の規定の適用を受け
る休職者であった期間

イ [略]

(期末手当の支給を受ける職員)

第55条 [略]

(1)～(5) [略]

(6) 育児休業法第2条の規定により育
児休業をしている職員のうち、育児休
業条例第7条第1項に規定する職員以
外の職員

(7)～(8) [略]

2～3 [略]

(期末手当に係る在職期間)

第56条 条例第26条第2項に規定する在職
期間は、条例第8条第1項各号に掲げる給
料表(第57条の8において「給料表」とい
う。))の適用を受ける職員として在職し
た期間とする。

2 [略]

(1)～(2) [略]

(3) [略]

ア 条例第29条第1項の規定の適用を
受ける休職者であった期間

イ [略]

- (4) 条例第3条の規定により給与を減額された期間から勤務時間条例第3条に規定する週休日及び休日等(第57条の9において「週休日等」という。)を除いた日が10日を超える場合には、その全期間

(勤勉手当の支給基準)

第57条の8 条例第26条の4第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(条例第26条の4第5項において準用する条例第26条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)～(3) [略]

- (4) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第5条の3第2項に規定する職員以外の職員

(5)～(6) [略]

2～5 [略]

6 前項に規定する勤務期間は、給料表の適用を受ける職員として在職した期間から次に掲げる期間を除算した期間とする。

(1)～(3) [略]

(4)～(8) [略]

7～9 [略]

別表第2(第8条関係)

ア～イ [略]

ウ 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
------	-------

- (4) 条例第3条の規定により給与を減額された期間から勤務時間条例第3条又は第3条の2に規定する週休日及び休日等(第57条の8において「週休日等」という。)を除いた日が10日を超える場合には、その全期間

(5) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

(勤勉手当の支給基準)

第57条の8 [略]

(1)～(3) [略]

- (4) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第7条第2項に規定する職員以外の職員

(5)～(6) [略]

2～5 [略]

6 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から、当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

(5)～(9) [略]

7～9 [略]

別表第2(第8条関係)

ア～イ [略]

ウ 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
------	-------

1級	<u>6,100円</u>	1級	<u>6,200円</u>
2級～6級	[略]	2級～6級	[略]
エ [略] [第1号様式 別記]		エ [略] [第1号様式 別記]	
備考			
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。			
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。			
3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。			
4 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。			
5 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。			

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市職員の給与に関する規則第19条及び別表第2の規定は、平成19年4月1日から適用する。

[改正前 別記]
第1号様式(第17条の2関係)

扶 養 親 族 届

※任命権者受付

年 月 日

任命権者 様	那覇市職員の給与に関する規則第17条の2の規定に基づき、扶養手当に関して次の理由により届け出ます。 記載内容は事実と相違ありません。										氏 名	部	課	係
	年 月 日 届										印	職員番号	—	
											居住所			
											勤務地	内線電話等		
届 出 の 理 由	□新規 □新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある □扶養親族たる要件を欠くに至った者がある □被扶養者でなかった配偶者を欠くに至った □被扶養者にならない配偶者を有するに至った													
配 偶 者 の 有 無 等	配偶者 □無し □有り (扶養手当を受給 □している □していない)													
現 在 扶 養 親 族 の 氏 名	続 柄	生 年 月 日	受 け て い る 日	扶 養 親 族 の 住 所	お よ び 所 得 の 見 積 年 額	今 回 届 け 出 した 事 実 発 生 日	扶 養 親 族 備 考 (認定額等)							
扶 養 親 族 の 全 員 を 記 入 す る		明・大・昭・平	年 月 日	同居 □同居 □別居			年 月 日							
		明・大・昭・平	年 月 日	同居 □同居 □別居			年 月 日							
		明・大・昭・平	年 月 日	同居 □同居 □別居			年 月 日							
		明・大・昭・平	年 月 日	同居 □同居 □別居			年 月 日							
		明・大・昭・平	年 月 日	同居 □同居 □別居			年 月 日							
		明・大・昭・平	年 月 日	同居 □同居 □別居			年 月 日							

記入上の注意

1 太枠内の事項について、実情を記入すること。

2 該当する箇所の□にレを記入すること。

3 今回届け出る扶養親族だけでなく、現在扶養手当を受けている扶養親族の全員について記入すること。

4 届出の事由欄は、婚姻、離職、収入消滅・減、出生、養子縁組、扶養者変更、満60歳到達、重度心身障害者、離婚、就職、収入発生・増、死亡、その他、手当額変更の原因となった事由を記入すること。

添付書類

1 任命権者から指示された書類を添えて提出すること。

任命権者決定欄

係 長

係 員

区 分

新規・変更前

変 更 後

開 始 年 月 日

扶養手当

円

円

年 月

[改正後 別記]
第1号様式(第17条の2関係)

扶 養 親 族 届

※任命権者受付

年 月 日

任命権者 様	那覇市職員の給与に関する規則第17条の2の規定に基づき、扶養手当に関して次の理由により届け出ます。 記載内容は事実と相違ありません。		部 課		係				
	氏 名	印	職員番号	—					
	居住所								
	勤務地	内線電話等							
届 出 の 理 由	□1 新規(□配偶者がない) □2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者があ(□配偶者がない) □3 扶養親族たる要件を欠くに至った者があ(□4 配偶者のない職員となった(3に該当する場合を除く) 年 月 日 □5 配偶者を有するに至った(2に該当する場合を除く) 年 月 日								
現 在 扶 養 手 当 を 受 け て い る 扶 養 親 族 の 住 所	扶 養 親 族 の 氏 名	続 柄	生 年 月 日	同別居	別居の場合の住所	所得の見積り額	今 回 届 出 の 事 由	事 実 発 生 日	扶 養 親 族 備 考 (認定額等)
扶 養 親 族 の 全 員 を 記 入 す る			明・大・昭・平 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居				年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居				年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居				年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居				年 月 日	
			明・大・昭・平 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居				年 月 日	
記入上の注意 1 太枠内の事項について、実情を記入すること。 2 該当する箇所の□にレを記入すること。 3 今回届け出る扶養親族だけでなく、現在扶養手当を受けている扶養親族の全員について記入すること。 4 届出の事由欄は、婚姻、離職、収入消滅・減、出生、養子縁組、扶養者変更、満60歳到達、重度心身障害者、離婚、就職、収入発生・増、死亡、その他、手当額変更の原因となった事由を記入すること。									
添付書類 1 任命権者から指示された書類を添えて提出すること。									

任命権者決定欄

係 長	係 員

区 分	新規・変更前	変更後	開始年月日
扶養手当	円	円	年 月

那覇市規則第62号

平成19年12月28日

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																																																																																										
[別表第3 別記] 別表第7(第22条関係) 昇格時号給対応表 ア 行政職給料表昇格時号給対応表 <table><tr><th>昇格した日の前 日に受けていた 号給</th><th colspan="2">昇 格 後 の 号 給</th></tr><tr><th></th><th>2級</th><th>3級～8級</th></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td>[略]</td></tr><tr><td>75</td><td><u>34</u></td><td></td></tr><tr><td>76</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>77</td><td><u>35</u></td><td></td></tr><tr><td>78</td><td><u>35</u></td><td></td></tr><tr><td>79</td><td><u>36</u></td><td></td></tr><tr><td>80</td><td><u>36</u></td><td></td></tr><tr><td>81</td><td><u>37</u></td><td></td></tr><tr><td>82</td><td><u>37</u></td><td></td></tr><tr><td>83</td><td><u>38</u></td><td></td></tr><tr><td>84</td><td><u>38</u></td><td></td></tr><tr><td>85</td><td><u>39</u></td><td></td></tr><tr><td>86</td><td><u>39</u></td><td></td></tr><tr><td>87</td><td><u>40</u></td><td></td></tr><tr><td>88</td><td><u>40</u></td><td></td></tr><tr><td>89</td><td><u>41</u></td><td></td></tr><tr><td>90</td><td><u>41</u></td><td></td></tr><tr><td>91</td><td><u>42</u></td><td></td></tr><tr><td>92</td><td><u>42</u></td><td></td></tr><tr><td>93</td><td><u>43</u></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></table> [略]	昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給			2級	3級～8級	[略]		[略]	75	<u>34</u>		76	[略]		77	<u>35</u>		78	<u>35</u>		79	<u>36</u>		80	<u>36</u>		81	<u>37</u>		82	<u>37</u>		83	<u>38</u>		84	<u>38</u>		85	<u>39</u>		86	<u>39</u>		87	<u>40</u>		88	<u>40</u>		89	<u>41</u>		90	<u>41</u>		91	<u>42</u>		92	<u>42</u>		93	<u>43</u>		[略]			[別表第3 別記] 別表第7(第22条関係) 昇格時号給対応表 ア 行政職給料表昇格時号給対応表 <table><tr><th>昇格した日の前 日に受けていた 号給</th><th colspan="2">昇 格 後 の 号 給</th></tr><tr><th></th><th>2級</th><th>3級～8級</th></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td>[略]</td></tr><tr><td>75</td><td><u>33</u></td><td></td></tr><tr><td>76</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>77</td><td><u>34</u></td><td></td></tr><tr><td>78</td><td><u>34</u></td><td></td></tr><tr><td>79</td><td><u>35</u></td><td></td></tr><tr><td>80</td><td><u>35</u></td><td></td></tr><tr><td>81</td><td><u>35</u></td><td></td></tr><tr><td>82</td><td><u>36</u></td><td></td></tr><tr><td>83</td><td><u>36</u></td><td></td></tr><tr><td>84</td><td><u>36</u></td><td></td></tr><tr><td>85</td><td><u>37</u></td><td></td></tr><tr><td>86</td><td><u>37</u></td><td></td></tr><tr><td>87</td><td><u>38</u></td><td></td></tr><tr><td>88</td><td><u>38</u></td><td></td></tr><tr><td>89</td><td><u>39</u></td><td></td></tr><tr><td>90</td><td><u>39</u></td><td></td></tr><tr><td>91</td><td><u>40</u></td><td></td></tr><tr><td>92</td><td><u>40</u></td><td></td></tr><tr><td>93</td><td><u>41</u></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></table> [略]	昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給			2級	3級～8級	[略]		[略]	75	<u>33</u>		76	[略]		77	<u>34</u>		78	<u>34</u>		79	<u>35</u>		80	<u>35</u>		81	<u>35</u>		82	<u>36</u>		83	<u>36</u>		84	<u>36</u>		85	<u>37</u>		86	<u>37</u>		87	<u>38</u>		88	<u>38</u>		89	<u>39</u>		90	<u>39</u>		91	<u>40</u>		92	<u>40</u>		93	<u>41</u>		[略]		
昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給																																																																																																																																										
	2級	3級～8級																																																																																																																																									
[略]		[略]																																																																																																																																									
75	<u>34</u>																																																																																																																																										
76	[略]																																																																																																																																										
77	<u>35</u>																																																																																																																																										
78	<u>35</u>																																																																																																																																										
79	<u>36</u>																																																																																																																																										
80	<u>36</u>																																																																																																																																										
81	<u>37</u>																																																																																																																																										
82	<u>37</u>																																																																																																																																										
83	<u>38</u>																																																																																																																																										
84	<u>38</u>																																																																																																																																										
85	<u>39</u>																																																																																																																																										
86	<u>39</u>																																																																																																																																										
87	<u>40</u>																																																																																																																																										
88	<u>40</u>																																																																																																																																										
89	<u>41</u>																																																																																																																																										
90	<u>41</u>																																																																																																																																										
91	<u>42</u>																																																																																																																																										
92	<u>42</u>																																																																																																																																										
93	<u>43</u>																																																																																																																																										
[略]																																																																																																																																											
昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給																																																																																																																																										
	2級	3級～8級																																																																																																																																									
[略]		[略]																																																																																																																																									
75	<u>33</u>																																																																																																																																										
76	[略]																																																																																																																																										
77	<u>34</u>																																																																																																																																										
78	<u>34</u>																																																																																																																																										
79	<u>35</u>																																																																																																																																										
80	<u>35</u>																																																																																																																																										
81	<u>35</u>																																																																																																																																										
82	<u>36</u>																																																																																																																																										
83	<u>36</u>																																																																																																																																										
84	<u>36</u>																																																																																																																																										
85	<u>37</u>																																																																																																																																										
86	<u>37</u>																																																																																																																																										
87	<u>38</u>																																																																																																																																										
88	<u>38</u>																																																																																																																																										
89	<u>39</u>																																																																																																																																										
90	<u>39</u>																																																																																																																																										
91	<u>40</u>																																																																																																																																										
92	<u>40</u>																																																																																																																																										
93	<u>41</u>																																																																																																																																										
[略]																																																																																																																																											

ウ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給	
	2級	3級～6級
[略]		[略]
71	<u>42</u>	
72	[略]	
73	<u>43</u>	
74	<u>43</u>	
75	<u>44</u>	
76	<u>44</u>	
77	<u>45</u>	
78	<u>45</u>	
79	<u>45</u>	
80	<u>46</u>	
81	<u>46</u>	
82	<u>46</u>	
83	<u>47</u>	
84	<u>47</u>	
[略]		

エ [略]

ウ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給	
	2級	3級～6級
[略]		[略]
71	<u>41</u>	
72	[略]	
73	<u>42</u>	
74	<u>42</u>	
75	<u>43</u>	
76	<u>43</u>	
77	<u>43</u>	
78	<u>44</u>	
79	<u>44</u>	
80	<u>44</u>	
81	<u>45</u>	
82	<u>45</u>	
83	<u>46</u>	
84	<u>46</u>	
[略]		

エ [略]

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第7の規定は、平成19年4月1日から適用する。

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
[略]		
2 短大卒	[略]	
	二 短大2卒	(1)～(2) [略] (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、 <u>盲学校、聾学校又は養護学校</u> の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (4)～(6) [略]
	[略]	
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、 <u>盲学校、聾学校又は養護学校</u> の専攻科の卒業 (2) [略]
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は <u>盲学校、聾学校若しくは養護学校</u> の高等部の卒業 (2) [略]
	[略]	
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは <u>盲学校、聾学校若しくは養護学校</u> の中等部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) [略]

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
[略]		
2 短大卒	[略]	
	二 短大2卒	(1)～(2) [略] (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (4)～(6) [略]
	[略]	
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) [略]
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 (2) [略]
	[略]	
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) [略]

備考 [略]

那覇市規則第63号

平成19年12月28日

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(初任給) 第6条 [略] <u>2 新たに現業職員となった者の号給は、別表第4の初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定める号給とする。</u> 3 [略] <u>(昇格の場合の号給)</u> <u>第6条の2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。</u> (給料の調整額) 第7条 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時	(初任給) 第6条 [略] <u>2 新たに現業職員となった者の号給は、別表第4の初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定める号給とするものとし、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</u> 3 [略] <u>(昇格の場合の号給)</u> <u>第6条の2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とするものとし、育児短時間勤務職員等の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</u> (給料の調整額) 第7条 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時

間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し給料の調整を行う職は、別表第6の左欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の中欄に掲げる現業職員の占める職とし、当該現業職員の給料の調整額は、同表右欄に掲げる額とする。

別表第5(第6条の2関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給	
	2級	3級～5級
[略]		[略]
95	<u>34</u>	
96	[略]	
97	<u>35</u>	
98	<u>35</u>	
99	<u>36</u>	
100	<u>36</u>	
101	<u>37</u>	
102	<u>37</u>	
103	<u>38</u>	
104	<u>38</u>	
105	<u>39</u>	
106	<u>39</u>	
107	<u>40</u>	
108	<u>40</u>	
109	<u>41</u>	
110	<u>41</u>	
111	<u>42</u>	
112	<u>42</u>	
113	<u>43</u>	
[略]		

間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し給料の調整を行う職は、別表第6の左欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の中欄に掲げる現業職員の占める職とし、当該現業職員の給料の調整額は、同表右欄に掲げる額(育児短時間勤務職員等にあつては算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

別表第5(第6条の2関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給	
	2級	3級～5級
[略]		[略]
95	<u>33</u>	
96	[略]	
97	<u>34</u>	
98	<u>34</u>	
99	<u>35</u>	
100	<u>35</u>	
101	<u>35</u>	
102	<u>36</u>	
103	<u>36</u>	
104	<u>36</u>	
105	<u>37</u>	
106	<u>37</u>	
107	<u>38</u>	
108	<u>38</u>	
109	<u>39</u>	
110	<u>39</u>	
111	<u>40</u>	
112	<u>40</u>	
113	<u>41</u>	
[略]		

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市現業職員の給与に関する規則別表第5の規定は、平成19年4月1日から適用する。

那覇市規則第64号

平成19年12月28日

那覇市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の育児休業等に関する規則(平成4年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(育児休業の承認の請求手続) 第2条 [略] 2 任命権者は、育児休業の承認について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、<u>請求に係る子と職員との続柄を証明する書類その他必要な書類</u>の提出を求めることができる。 (育児休業計画書の届出) 第2条の2 <u>育児休業計画書(第2号様式)は、育児休業承認請求書と同時に提出するものとする。</u> 第3条 [略] (育児休業をしている職員が保有する職) 第4条 [略] (子が死亡した場合等の届出) 第5条 育児休業をしている職員は、次に	(育児休業の承認の請求手続) 第2条 [略] 2 任命権者は、育児休業の承認の<u>請求</u>について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、<u>証明書類</u>の提出を求めることができる。 (育児休業等計画書) 第3条 <u>那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号。以下「条例」という。)第3条第4号又は条例第11条第5号の育児休業等計画書は、第2号様式とする。</u> <u>(条例第3条第4号の規定による規則で定める子の養育方法)</u> 第4条 <u>条例第3条第4号の規則で定める方法は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。</u> 第5条 [略] (育児休業をしている職員が保有する職) 第6条 [略] 2 <u>前項の規定は、当該職を他の職員をもって補充することを妨げるものではない。</u> (育児休業に係る子が死亡した場合等の届出) 第7条 [略]

掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号。以下「条例」という。)第5条に規定する事由が生じた場合

2 [略]

(職務復帰)

第6条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたときは、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(通知書の交付)

第7条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して通知書を交付しなければならない。

(1)～(4) [略]

(任期付採用職員の任期の更新関係)

第7条の2 任命権者は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項第1号の規定により職員を採用しようとする場合は、任期を定めて採用されること及びその任期について承諾した文書を職員となる者に提出されるものとする。

2 任命権者は、条例第5条の2の規定により職員の同意を得る場合には、当該職員に任期を更新すること及びその更新する期間について承諾した文書を提出させるものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 条例第5条第1号に規定する事由が生じた場合

2 [略]

3 第2条第2項の規定は、第1項の届出について準用する。

(育児休業をしている職員の職務復帰)

第8条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき(条例第5条第2号に掲げる事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。)は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(育児休業に係る通知書の交付)

第9条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、通知書を交付しなければならない。

(1)～(4) [略]

(勤務した期間に相当する期間)

第8条 条例第5条の3第1項の規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1)～(3) [略]

(育児休業に伴う任期付採用職員に係る通知書の交付)

第10条 任命権者は、次に掲げる場合には、通知書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合において、通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって通知書の交付に替えることができる。

(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて職員を採用した場合

(2) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(次号において「任期付職員」という。)の任期を更新した場合

(3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職した場合

(育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間)

第11条 条例第7条第1項の規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1)～(3) [略]

(育児短時間勤務承認請求書)

第12条 条例第13条に規定する請求は、育児短時間勤務承認請求書(第5号様式)により行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項の請求について準用する。

(条例第11条第5号の規定による規則で定める子の養育方法)

第13条 第4条の規定は、条例第11条第5号の規則で定める方法について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第14条 第7条の規定は、育児短時間勤務について準用する。この場合において、

(部分休業の手続) <u>第9条</u> [略] 2 第2条第2項及び<u>第5条</u>の規定は、部分休業について準用する。 [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記] [第4号様式 別記]	<u>同条第1項第4号中「第5条第1号」とあるのは、「第14条第1号」と読み替えるものとする。</u> <u>(育児短時間勤務等に係る通知書の交付)</u> <u>第15条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、通知書を交付しなければならない。</u> (1) <u>職員の育児短時間勤務を承認する場合</u> (2) <u>職員の育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合</u> (3) <u>育児短時間勤務の期間が満了し、育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務の承認が取り消された場合</u> (4) <u>育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合</u> (部分休業の手続) <u>第16条</u> [略] 2 第2条第2項及び<u>第14条</u>の規定は、部分休業について準用する。 [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記] [第4号様式 別記] [第5号様式 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。 5 改正後表の表示に対応する改正表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。	

付 則
この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式

育 児 休 業 承 認 請 求 書

(任命権者) _____ 殿		請求年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
		請求者 所 属 _____ 職名・氏名 _____ 印	
1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親の状況	
(1) 氏 名		(1) 子との同居・別居	☐ 同居 ☐ 別居
(2) 生年月日		(2) 就業の有無	☐ 有 ☐ 無
(3) 続 柄		(3) その他()	
3 請 求 の 内 容	☐ 育児休業 ☐ 育児休業期間の延長 ☐ 再度の育児休業 ☐ 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な場合は、 その事情を記入) 		
4 請求期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで		
5 既に育児休業した期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで		
6 備考	_____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで		

(注) ア この請求書には、請求に係る子の氏名、生年月日、請求者との続柄等を証明する書類(住民票等)を添付すること(写しでも可)。

イ 子の出生前に請求する場合は、「4請求期間」欄は出生予定日以降の期間とし、「1請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

ウ 備考欄には、①請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、生年月日及び請求者との続柄、②請求に係る子が養子の場合は、養子縁組の効力が生じた日等を記入する。

受理年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日					☐ 承認 ☐ 不承認	(所属長確認欄)			
決裁年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日									
決裁欄	部長	副部長	課長	主幹等	担当		部長	課長	主幹等	担当

[改正後 別記]

第1号様式

育児休業承認請求書

(任命権者)												
様		請求年月日		年		月		日				
		請求者所属										
		職名・氏名								印		
下記のとおり(育児休業の承認・育児休業の期間の延長)を請求します。												
1 請求に係る子				2 請求者以外の子の親								
氏 名				氏 名								
続 柄				子との同・別居		☐ 同居 ☐ 別居						
生 年 月 日				就 業 の 有 無		☐ 有 ☐ 無						
3 請求の内容		☐ 育児休業の承認		☐ 育児休業の期間の延長								
		☐ 再度の育児休業の承認		☐ 再度の育児休業の期間の延長								
4 請求期間		年 月 日から		年 月 日まで								
5 既に育児休業をした期間		年 月 日から		年 月 日まで								
		年 月 日から		年 月 日まで								
6 備考												
(注) ① この請求書(育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(住民票等)を添付すること(写しでも可)。 ② 子の出生前に請求する場合は、「4 請求期間」欄は出生予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。 ③ 「6 備考」欄には、(7)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(4)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(9)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。 ④ 該当する□にはレ印を記入すること。												
受 理 年月日		年 月 日		☐ 承認								
決 裁 年月日		年 月 日		☐ 不承認								
決裁欄		部 長	副部長	課長	主幹等	担当	所属長 確認欄	部 長	副部長	課長	主幹等	担当

[改正前 別記]

第2号様式

育児休業計画書

(任命権者)		年 月 日	
殿		所属 職名 氏名 印	
那覇市職員の育児休業等に関する条例 第3条第3号の規定に基づき、再度の育児休業の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。 なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。			
1 育児休業の承認の請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の育児休業計画			
育児休業請求期間	年 月 日から 年 月 日まで		
再度の育児休業請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 配偶者の養育計画			
配偶者の氏名			
養育予定期間		年 月 日から 年 月 日まで	
子を養育するために利用する制度等	☐ 育児休業 ☐ 育児休業以外の休業・休暇 ☐ その他()		
4 備考			

(注)① 育児休業計画書は、育児休業承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出するものとする。

② 請求者の育児休業請求期間には、育児休業承認請求書に記載した請求期間を記入する。

③ 請求者の配偶者の養育予定期間は、請求者の育児休業における育児休業請求期間の満了日の翌日から再度の育児休業請求予定期間の初日の前日までの期間(3月以上の期間に限る。)が記入されることとなる。

④ 子の出生前に提出する場合は、「1 育児休業の承認の請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

⑤ 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入する。

⑥ 該当する□にはレ印を記入すること。

受理 年月日	年 月 日					□承認 □不承認
決裁 年月日	年 月 日					
決裁欄	部長	副部長	課長	主幹等	担当	

(所属長確認欄)

部長	課長	主幹等	担当

[改正後 別記]

第2号様式

育児休業等計画書

(任命権者)		年 月 日	
様		所 属	
		職 名	
		氏 名	
		印	
那覇市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。 なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。			
1 請求の別	☐ 育児休業 ☐ 育児短時間勤務		
2 請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年 月 日生
3 請求者の計画			
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで		
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 配偶者の養育計画			
配偶者の氏名			
子を養育するための方法	☐ 育児休業 ☐ 育児短時間勤務 ☐ 育児休業以外の休業・休暇 ☐ その他()		
5 備考			

(注)① 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出するものとする。

② 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。

③ 「子を養育するための方法」欄には、請求者の育児休業又は育児短時間勤務における請求期間の満了日の翌日から再度の請求予定期間の初日の前日までの期間における子を養育するための方法を記入する。

④ 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

⑤ 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入する。

⑥ 該当する□にはレ印を記入すること。

[改正前 別記]

第3号様式

育児状況変更届

年 月 日届出

(任命権者)

殿

所属

職名

氏名 印

次のとおり
育児休業
部分休業
に係る子()の状況について変更が生じたので
届け出ます。

1 届出の事由

- ☐ 休業に係る子を養育しなくなった
☐ 同居しなくなった ☐ 負傷・疾病 ☐ その他()
☐ 休業に係る子を配偶者が養育できることとなった
☐ 休業に係る子が死亡した
☐ 休業に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む。)
☐ 休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した
☐ その他()

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(任命権者記入欄)

受理年月日	年 月 日				
確 認 欄	部長	副部長	課長	主幹等	担当

(所属長確認欄)

部長	課長	主幹 等	担当

[改正後 別記]

第3号様式

育児状況変更届

年 月 日届出

(任命権者)

様

所 属

職 名

氏 名

印

育児休業

次のとおり 育児短時間勤務 に係る子の養育の状況について変更が生じたので
部分休業

届け出ます。

1 届出の事由

- ☐ 育児休業等に係る子を養育しなくなった。
☐ 同居しなくなった。 ☐ 負傷・疾病 ☐ 託児できるようになった。
☐ その他()
☐ 育児休業等に係る子を配偶者が養育できることとなった。
☐ 育児休業等に係る子が死亡した。
☐ 育児休業等に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む。)
☐ 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
☐ その他()

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。

(任命権者記入欄)

受 理 年月日	年 月 日				
確認欄	部 長	副部長	課 長	主幹 等	担当

(所属長確認欄)

部 長	副部長	課 長	主幹 等	担当

[改正前 別記]

第4号様式

部分休業承認請求書

(任命権者) 殿		請求年月日 年 月 日	
		請求者 所 属	
		職名・氏名 印	
1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親の状況	
(1) 氏名		(1) 子との同・別居	☐ 同居 ☐ 別居
(2) 生年月日		(2) 就業の有無	☐ 有 ☐ 無
(3) 続柄		(3) その他()	
3 託児の態様	☐ 託児施設() ☐ その他 (託児時間 時 分～ 時 分)		
4 通勤時間	時間 分(託児先を経由する時間を含む。)		
5 請求期間及び時間	期 間	時 間	
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
6 備考			

(注)ア この請求書には、請求に係る子の氏名、生年月日、請求者との続柄等を証明する書類(住民票等)を添付すること(写しでも可)。

イ 請求に係る子について、①職員以外の当該子の親が部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合、②託児の態様、通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合には、その内容を備考欄に記入すること。

受 理 年月日	年 月 日					☐ 承認 ☐ 不承認
決 裁 年月日	年 月 日					
決裁欄	部長	副部長	課長	主幹等	担当	

(所属長確認欄)			
部長	課長	主幹等	担当

(裏面)

(人事課記入欄)

年 月 分

日付	失効又は取り消された時間				時間数	請求者印	課長印	主幹印	担当者印	備考
	午前		午後							
	時	分から	時	分から	時間分					
	時	分まで	時	分まで	時間分					
	時	分から	時	分から	時間分					
	時	分まで	時	分まで	時間分					
	時	分から	時	分から	時間分					
	時	分まで	時	分まで	時間分					
	時	分から	時	分から	時間分					
	時	分まで	時	分まで	時間分					
	時	分から	時	分から	時間分					
	時	分まで	時	分まで	時間分					
	時	分から	時	分から	時間分					
	時	分まで	時	分まで	時間分					
	時	分から	時	分から	時間分					
	時	分まで	時	分まで	時間分					
	時	分から	時	分から	時間分					
	時	分まで	時	分まで	時間分					
	時	分から	時	分から	時間分					
	時	分まで	時	分まで	時間分					
	時	分から	時	分から	時間分					
	時	分まで	時	分まで	時間分					

[改正後 別記]

第4号様式

部分休業承認請求書

(任命権者)													
様													
請求年月日 年 月 日													
請求者 所 属													
職名・氏名 印													
下記のとおり部分休業の承認を請求します。													
1 請求に係る子					2 請求者以外の子の親								
氏 名					氏 名								
続 柄					子との同居・別居 ☐ 同居 ☐ 別居								
生年月日					就業の有無 ☐ 有 ☐ 無								
3 請求期間 及び時間					期 間			時 間					
					年 月 日から 年 月 日まで			☐ 毎日 ☐ その他 ()			午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分		
					年 月 日から 年 月 日まで			☐ 毎日 ☐ その他 ()			午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分		
4 備考													
(注) ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(住民票等)を添付すること(写しでも可)。 ② 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業等の制度の適用を受けている場合には、その内容を「4 備考欄」に記入すること。 ③ 部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。 ④ 該当する□欄にはレ印を記入すること。													
受理年月日			年 月 日			☐ 承認 ☐ 不承認							
決裁年月日			年 月 日			所属長確認欄							
決裁欄	部 長	副部長	課 長	主幹等	担当	部 長	副部長	課 長	主幹等	担当			

(裏面)

(人事課記入欄)

年 月 分

日付	失効又は取り消された時間				時間数	請求者印	課長印	主幹等印	担当者印	備考
	午前		午後							
	時	分から	時	分から	時間分					
	時	分まで	時	分まで	時間分					
	時	分から	時	分から	時間分					
	時	分まで	時	分まで	時間分					
	時	分から	時	分から	時間分					
	時	分まで	時	分まで	時間分					
	時	分から	時	分から	時間分					
	時	分まで	時	分まで	時間分					
	時	分から	時	分から	時間分					
	時	分まで	時	分まで	時間分					
	時	分から	時	分から	時間分					
	時	分まで	時	分まで	時間分					
	時	分から	時	分から	時間分					
	時	分まで	時	分まで	時間分					
	時	分から	時	分から	時間分					
	時	分まで	時	分まで	時間分					
	時	分から	時	分から	時間分					
	時	分まで	時	分まで	時間分					
	時	分から	時	分から	時間分					
	時	分まで	時	分まで	時間分					

[改正後 別記]

第5号様式

育児短時間勤務承認請求書

(任命権者)									
様					請求年月日 年 月 日				
様					請求者 所 属				
					職名・氏名 印				
下記のとおり(育児短時間勤務の承認・育児短時間勤務の期間の延長)を請求します。									
1 請求に係る子					2 請求者以外の子の親				
氏 名					氏 名				
続 柄					子との同・別居 ☐ 同居 ☐ 別居				
生年月日					就業の有無 ☐ 有 ☐ 無				
3 請求の内容					☐ 育児短時間勤務の承認 ☐ 育児短時間勤務の期間の延長 ☐ 再度の育児短時間勤務の承認(再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)				
4 請求期間					年 月 日から 年 月 日まで				
5 勤務の形態					週 時間勤務 (育児休業法第12条第1項 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号 ☐ 第5号 の勤務の形態)				
勤務の日及び時間帯					月(: ~ :) 火(: ~ :) 水(: ~ :) 木(: ~ :) 金(: ~ :)				
6 既に育児短時間勤務をした期間					年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで				
7 備考									
(注) ① この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(住民票等)を添付すること(写しでも可)。 ② 子の出生前に請求する場合は、「4 請求期間」欄は出生予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。 ③ 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「7 備考」欄に必要な事項を記入すること。 ④ 「7 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。 ⑤ 該当する□にはレ印を記入すること。									
受理年月日					年 月 日 ☐ 承認 ☐ 不承認				
決裁年月日					年 月 日 所属長確認欄				
決裁欄					部 長 副部長 課 長 主幹等 担当 部 長 副部長 課 長 主幹等 担当				

那覇市規則第65号

平成19年12月28日

那覇市環境審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市環境審議会規則の一部を改正する規則

那覇市環境審議会規則(平成16年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、那覇市環境基本条例(平成16年那覇市条例第4号)第22条の規定に基づき、那覇市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、那覇市環境基本条例(平成16年那覇市条例第4号)第23条の規定に基づき、那覇市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

那覇市規則第66号

平成19年12月28日

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年那覇市規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 2 <u>平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号。以下「給与条例」という。)別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額(以下「枠外給料月額」という。)を受けていた職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)及び号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)、同日においてその者が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」という。)及びその者が旧給料月額を受けていた期間(市長の定める職員にあっては、市長の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて付則別表に定める職務の級及び号給とする。</u> 3 <u>那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(平成18年那覇市条例第18号。以下「平成18年改正条例」という。)付則第7項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u> (1) <u>切替日以降に初任給基準異動(給料表の適用を異にしない那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号。以下「初任給規則」という。)別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。以下同じ。)をした職員</u>	付 則

(2) 切替日以降に降格又は降任をした職員(那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年那覇市規則第18号。以下「改正初任給規則」という。))により職務の級が異なることとなった職員を除く。)

(3) 切替日前に休職等期間(初任給規則第39条第1項の休職等の期間及び那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号。以下「育児休業条例」という。))第6条第1項の育児休業をした期間をいう。以下同じ。)がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整(初任給規則第39条第1項又は育児休業条例第6条第1項の規定による号給の調整をいう。以下同じ。)をされたもの

(4) 切替日以降に市長の承認を得て定める基準に従いその号給を決定された職員(市長の定めるこれに準ずる職員を含む。)

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(市長の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。))を除く。)であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を平成18年改正条例付則第8項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第4号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に当該異動があつたものとした場合(切替日以降にこれらの異動が2回以

上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合)に改正初任給規則による改正前の初任給規則(以下「改正前の初任給規則」という。)第24条から第27条までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(2) 降格又は降任をした場合(改正初任給規則により職務の級が異なることとなった場合及び第4号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日において当該降格又は降任をしたものとした場合(切替日以降に降格又は降任を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格又は降任を順次したものとした場合)に、改正前の初任給規則第23条又は第40条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第4号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給規則第39条第1項又は平成18年改正条例付則第15項の規定による改正前の育児休業条例第6条第1項の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 市長の承認を得て定める基準に従いその号給を決定された場合又は市長の定めるこれに準ずる場合 市長の定める額

5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であつて、その者の受ける給料月額が市長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を平成18年改正条例付則第8項の規定による給料として支給する。

6 人事交流等職員(切替日以降に初任給規則第16条の人事交流等により引き続いて職員となった者をいう。以下同じ。)(当該人事交流等職員となった日以降に第4項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(市長の定める職員にあつては、市長の定める額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を平成18年改正条例付則第9項の規定による給料として支給する。

7 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となった日以降に第4項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして同項の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成18年改正条例付則第8項の規定による給料の額に相当する額を平成18年改正条例付則第9項の規定による給料として支給する。

8 平成18年改正条例付則第7項から第9項までの規定による給料の支給について、第3項から前項までの規定による場合には、部内の他の職員との均衡を著しく失うと認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

9 給与条例第11条の規定により給料の調整を行う職を占める職員(次項において「給料の調整額適用職員」という。)のうち、その者の受ける給料の調整額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規則による改正後の那覇市

2 給与条例第11条の規定により給料の調整を行う職を占める職員(次項において「給料の調整額適用職員」という。)のうち、その者の受ける給料の調整額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規則による改正後の那覇市

職員の給与に関する規則第8条第1項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。 10 [略] 11 <u>付則第2項から前項までに定めるもの</u>のほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 12～14 [略] [付則別表 別記]	職員の給与に関する規則第8条第1項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(<u>育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を乗じて得た額</u>)(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。 3 [略] 4 <u>前2項</u>に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 5～7 [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。 5 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)に対応する改正後の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正表を削る。	

付 則
この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

付則別表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新級及び新号給

旧級	経過期間 旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上1 2月未満	12月以 上	新級
1級	すべての枠外給料月額	市長の定める号給					1級
2級	304,900円	101	102	103	104	105	2級
	306,800円	105	106	107	108	109	
	308,700円	109	110	111	112	113	
	310,600円	113	114	115	116	117	
	312,500円	117	118	119	120	121	
	314,400円	121	122	123	124	125	
	上記以外のすべての枠外 給料月額	125					
3級	383,000円	109	110	111	112	113	3級
	385,600円	113	114	115	116	117	
	388,200円	117	118	119	120	121	
	390,800円	121	122	123	124	125	
	上記以外のすべての枠外 給料月額	125					
4級	428,900円	101	102	103	104	105	4級
	432,300円	105	106	107	108	109	
	上記以外のすべての枠外 給料月額	109					
5級	すべての枠外給料月額	85					5級
6級	453,200円	69	70	71	72	73	6級
	456,800円	73	74	75	76	77	
	上記以外のすべての枠外 給料月額	77					
7級	489,400円	53	54	55	56	57	7級
	493,500円	57	58	59	60	61	
	上記以外のすべての枠外 給料月額	61					
8級	513,000円	37	38	39	40	41	8級
	517,400円	41	42	43	44	45	
	上記以外のすべての枠外 給料月額	45					

イ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新級及び新号給

旧級								経過期間				3月未満		3月以上 6月未満		6月以上 9月未満		9月以上1 2月未満		12月以 上		新級	
1級		すべての枠外給料月額						85										1級					
2級		すべての枠外給料月額						105										2級					
3級		すべての枠外給料月額						113										3級					
4級		386,900円						101		102		103		104		105		4級					
		上記以外のすべての枠外 給料月額						105															
5級		424,900円						81		82		83		84		85		5級					
		上記以外のすべての枠外 給料月額						85															

ウ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新級及び新号給

旧級	経過期間 旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上1 2月未満	12月以 上	新級
1級	321, 000円	161	162	163	164	165	1級
	322, 800円	165	166	167	168	169	
	上記以外のすべての枠外 給料月額	169					
2級	369, 600円	149	150	151	152	153	2級
	上記以外のすべての枠外 給料月額	153					
3級	396, 600円	121	122	123	124	125	3級
	上記以外のすべての枠外 給料月額	125					
4級	408, 600円	105	106	107	108	109	4級
	411, 000円	109	110	111	112	113	
	上記以外のすべての枠外 給料月額	113					
5級	428, 900円	85	86	87	88	89	5級
	431, 400円	89	90	91	92	93	
	上記以外のすべての枠外 給料月額	93					

那覇市規則第67号

平成19年12月28日

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年那覇市規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則	付 則
	<u>9 切替日以前に行政職給料表及び医療職給料表(3)の6級(以下この項において「対象級」という。)以上の職務の級に在職する職員(市長の定める職員を除く。)の平成20年1月1日における給料号給については、切替日後に対象級に昇格した職員との均衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。</u>
<u>9～12</u> 〔略〕	<u>10～13</u> 〔略〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第68号

平成19年12月28日

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年那覇市規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 4 切替日の前日において那覇市現業職員の給与に関する規則別表第1の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額(以下「<u>枠外給料月額</u>」という。)を受けていた職員の新級及び新号給は、その者の旧級、同日においてその者が受けていた給料月額(以下「<u>旧給料月額</u>」という。)及びその者が旧給料月額を受けていた期間(市長の定める職員にあっては、市長の定める期間。以下「<u>枠外経過期間</u>」という。)に応じて付則別表第3に定める職務の級及び号給とする。 [付則別表第3 別記]	付 則 4 切替日の前日において那覇市現業職員の給与に関する規則別表第1の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における新号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。 (1) 切替日の前日において職員が受けていた給料月額(以下「<u>旧給料月額</u>」という。)が旧級に応じた付則別表第3の旧給料月額欄に掲げられている職員 旧級、旧給料月額及び経過期間に応じて付則別表第3に定める号給 (2) 前号に掲げる職員以外の職員 新級における最高の号給 [付則別表第3 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則
この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

付則別表第3 枠外給料月額の切替表

旧級	枠外経過期間 旧給料月額	3月 未満	3月 以上 6月 未満	6月 以上 9月 未満	9月 以上 12月 未満	12月 以上	新級
1級	すべての枠外給料月額	市長の定める号給					1級
2級	304,900円	101	102	103	104	105	2級
	306,800円	105	106	107	108	109	
	308,700円	109	110	111	112	113	
	310,600円	113	114	115	116	117	
	312,500円	117	118	119	120	121	
	314,400円	121	122	123	124	125	
	上記以外のすべての枠外給料月額	125					
3級	383,000円	109	110	111	112	113	3級
	385,600円	113	114	115	116	117	
	388,200円	117	118	119	120	121	
	390,800円	121	122	123	124	125	
	上記以外のすべての枠外給料月額	125					
4級	428,900円	101	102	103	104	105	4級
	432,300円	105	106	107	108	109	
	上記以外のすべての枠外給料月額	109					
5級	すべての枠外給料月額	85					5級

[改正後 別記]

付則別表第3 新号給表

旧級	経過期間 旧給料月額	3月 未満	3月 以上 6月 未満	6月 以上 9月 未満	9月 以上 12月 未満	12月 以上
3級	383,000円	109	110	111	112	113
	385,600円	113	114	115	116	117
	388,200円	117	118	119	120	121
	390,800円	121	122	123	124	125
4級	428,900円	101	102	103	104	105
	432,300円	105	106	107	108	109

訓 令

那覇市訓令第12号

平成19年12月28日

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(昭和56年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(勤務時間等) 第2条 次に掲げる職員の範囲、週休日、勤務時間の割振り及び休憩時間は、別表のとおりとする。 (1) <u>条例第3条第3項</u> に規定する職員 (2)～(3) [略]	(勤務時間等) 第2条 [略] (1) <u>条例第3条の2</u> に規定する職員 (2)～(3) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成19年12月28日から施行する。